

## 平成29年度 鳥取県環境白書

### 2 NPOや地域・企業などと連携・協働した環境実践の展開 2-1 環境教育・学習の推進

## 01 鳥取県版環境管理システム(TEAS)普及事業

### 施策

#### 1 事業の目的

鳥取県版環境管理システム審査登録制度(愛称:TEAS(テス))の普及により、県内の事業者等の各種組織における環境配慮活動を推進する。

#### 2 事業の内容

事業者等が構築して取り組む環境管理システムのTEAS規格への適合性を審査し、登録する。

##### ○鳥取県版環境管理システムの種類

	TEAS 1種	TEAS 2種	TEAS 3種
対象	高度な環境管理を行う企業等	1種以外の企業等、高等学校	家庭・地域、小・中学校・特別支援学校、店舗・小規模事業所
登録	鳥取県	鳥取県	鳥取県
審査	鳥取県の認定する審査機関	鳥取県の認定する審査機関	鳥取県
経費	有料	有料	無料
有効期間	1期3年(更新可)	1期3年(更新可)	1期3年(更新可)
その他	ISO14001へ移行を目指す企業等に有効	ほとんどの組織で導入可能な環境管理システムとして有効	EMSを体験し、環境問題への理解を深めるために有効

※1種、2種は平成23年度から、KES(京都・環境マネジメントシステム・スタンダード)と協働認証を開始。

※3種の家庭については、鳥取県版環境家計簿Webシステム「わが家のエコ録」及び市町村の環境家計簿に取り組んでいる家庭を3種としてみなす。

##### ○支援制度

- ・TEASに取り組む学校の環境学習等を支援するため、とっとり環境教育・学習アドバイザーを派遣する。
- ・TEAS1種のシステム維持に必要な自己評価員の養成講座を開催する。
- ・より効果的なTEASの取組みを推進するためのヒントを提供するリフレッシュセミナーを開催する。

#### 3 事業の現状及び課題

- ・TEAS登録は、1, 262件(平成29年3月29日現在)
- ・近年は、市町村との連携等によって、家庭の登録件数が伸びたが、企業の登録件数が伸び悩んでいるため、TEAS認証取得によるメリット(システム運用による業務活動の省資源化・省エネルギー化・コスト削減の実現等)を積極的にPRし、新規登録を促進するとともに、既登録組織の支援に重点を置く。

### 連絡先

生活環境部 環境立県推進課 環境実践推進担当 電話0857-26-7874,7875

## 参考URL

鳥取県環境立県推進課のwebサイトより  
「鳥取県版環境管理システム(TEAS)審査登録制度」  
<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=17890>

## 平成29年度 鳥取県環境白書

### 2 NPOや地域・企業などと連携・協働した環境実践の展開 2-1 環境教育・学習の推進

## 02 鳥取県庁における鳥取県版環境管理システム(TEAS)の運用

### 施策

#### 1 事業の目的

県の事務・事業に係る環境負荷の低減、環境法令等の順守、環境施策の推進等を図るため、鳥取県版環境管理システム(TEAS)1種の規格に沿ったシステムを運用し、継続的な改善を進める。

#### 2 事業の内容

平成12年から運用をしてきたISO14001認証に替えて平成24年12月にTEAS1種の登録を完了。引き続き、県庁組織自らが事業者として環境配慮活動を推進し、環境への負荷の低減を図る。

##### 【取組内容】

- (1) オフィス活動における環境配慮の推進(共通)
- (2) 公共事業・イベント等における環境配慮の推進(該当課)
- (3) 環境基本計画の「とっとり環境イニシアティブプラン」に基づく環境施策の推進(該当課)
- (4) 環境法令等の順守

#### 3 事業の現状及び課題

従来からの環境配慮に対する取組みは後退させることなく全庁において環境管理システムの運用を図る。

### 連絡先

総務部総務課庁舎管理担当 電話0857-26-7780

### 参考URL

<http://www.pref.tottori.lg.jp/204002.htm>

鳥取県環境立県推進課のwebサイトより「TEAS審査登録制度」

<http://www.pref.tottori.lg.jp/teas/>

## 平成29年度 鳥取県環境白書

### 2 NPOや地域・企業などと連携・協働した環境実践の展開 2-1 環境教育・学習の推進

## 03 鳥取県環境教育等行動計画

### 施策

#### 1 事業の目的

本県の環境教育の基本的な考え方、推進のための施策等を取りまとめた「鳥取県環境教育等行動計画」(以下「行動計画」という。)を平成26年11月に策定。

この行動計画は、平成24年の「環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律」の改正により、都道府県で作成する行動計画に掲げる事項が具体的に明記されたことから、平成4年に策定した鳥取県環境教育基本方針を見直したもの。

#### 【行動計画の位置付け】

行動計画は、鳥取県環境基本計画(第2次計画:平成23年度～平成32年度)で定める環境教育・学習の推進のための計画と位置付け、鳥取県の自然的社会的条件に応じた環境保全活動、環境保全の意欲の増進及び環境教育並びに協働取組を推進するもの。

#### 【目指す将来の姿】

地域の未来は県民みんなで創り出すものとの認識のもと、幼児から大人まで全ての世代において環境教育・学習が積極的に実施されることによって、環境の様子に心をとめ、環境の悪化に気づき、自然や社会に対する心くばり・心がまえを持って、環境問題の解決に向けて自ら考え、行動する人が育っています。

#### 2 事業の内容

行動計画に定める環境教育等の推進に向けた各種取組を実施する。

項目	内容
(1)人材の育成・活用	・地球温暖化防止活動推進員の育成 ・とっとり環境教育・学習アドバイザーの登録・活用
(2)プログラムの整備	・グリーンウェイブ体験型環境教育プログラム ・ちびっ子エコスタート ・エコ活ノート
(3)情報の提供	・環境測定キットや環境図書の整備・貸出し(衛生環境研究所) ・トリピーのエコブログ
(4)境学習の提供	・エコ活ノート出前教室 ・エコアイデアコンテスト ・生ごみ堆肥化等の実践活動 ・船上山少年自然の家、大山青年の家での自然体験活動 ・氷ノ山自然ふれあい館響きの森での自然体験プログラム ・山陰海岸をはじめとする海岸、河川での体験活動ツアー ・森のようちえん ・森林セラピー ・とっとり次世代エネルギーパークの中核施設であるとっとり自然環境館をはじめ、構成する35施設を活用した環境教育
(5)情報の積極的公表	・鳥取県環境白書
(6)国際的な視点での取組	・北東アジア地方政府環境保護機関実務者協議会(韓国江原道、中国吉林省、ロシア沿海地方、モンゴル中央県) ・鳥取県・江原道環境衛生学会(県衛生環境研究所、江原道保健環境研究所) ・環境、教育、文化の分野での米国バーモント州との交流
(7)各主体間の協働取組	・県民、民間団体、事業者との連携
(8)行動計画の進行管理	・上位計画である鳥取県環境実行計画の目標指標による進行管理 ・環境白書による環境教育に係る施策の実績評価

### 3 事業の現状及び課題

行動計画に定める環境教育等の推進に向けた各種取組を引き続き実施する。

#### 連絡先

生活環境部 環境立県推進課 環境イニシアティブ担当 電話0857-26-7205

#### 参考URL

鳥取県環境立県推進課のwebサイトより  
<http://www.pref.tottori.lg.jp/227480.htm>

## 平成29年度 鳥取県環境白書

2 NPOや地域・企業などと連携・協働した環境実践の展開  
2-1 環境教育・学習の推進

### 04 県立高等学校での環境教育の推進

---

#### 施策

##### 1 事業の目的

- (1) 県立高等学校の環境教育推進を図る。
- (2) 各学校が企画した環境教育推進活動を支援する。

##### 2 事業の内容

環境教育推進活動への支援  
県立高等学校裁量予算学校独自事業における環境教育に係る事業を促進する。

##### 3 事業の現状及び課題

平成24年度に全県立高校がTEAS2種を取得し、各学校ごとに学校裁量予算を活用した環境教育等を実施している。

#### 連絡先

鳥取県教育委員会事務局 高等学校課 指導担当 電話0857-26-7916

#### 参考URL

鳥取県教育委員会事務局高等学校課のwebサイトより  
高等学校課 県立高等学校における環境教育の取組  
<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=95557>

## 平成29年度 鳥取県環境白書

### 2 NPOや地域・企業などと連携・協働した環境実践の展開 2-1 環境教育・学習の推進

## 05 小・中学校における環境教育の取組

### 施策

#### 1 事業の目的

学校の教育活動全体を通して環境や環境問題に関心を持ち、人間と環境とのかかわりについて理解を深め、環境を大切にする心を育てるとともに、環境保全やよりよい環境の創造のために主体的に行動する実践的な態度や資質、能力を育成する。

#### 2 事業の内容

##### (1) 各教科等における取組

- ・各教科、道徳、総合的な学習の時間、特別活動など環境教育に関わる学習内容において、児童生徒の発達段階や教科等の特性に配慮しながら課題解決的な学習を展開する。
- ・各小中学校において、全教職員が環境教育の取組や実践について共通に理解し、学年間・教科間での連携を積極的に図る。

##### (2) 児童会活動・生徒会活動、学級活動等における児童・生徒の自主的な環境に配慮した活動

- ・鳥取県版環境管理システム(TEAS3種)認証を取得し、各学校で計画した「環境に配慮した活動」を実施する。
- ・児童会や生徒会の呼びかけで学校全体で特色のある活動に取り組んだり、児童・生徒が学級活動として自主的に環境に配慮した活動に取り組んだりする。

##### (3) 関係課と連携し、学校と連携した環境活動(エコアクションの推進 <エコを生活習慣へ～子どもへの意識づけ>)を進める。

#### 3 事業の現状及び課題

##### (1) 各教科等における取組例

- ・様々な教科での学習を相互に関連づけながら、環境や環境問題を多角的な視点から考え、身近な生活に関連付けて学習している。
- ・総合的な学習の時間等で、地域に出かけて環境保全活動やリサイクル活動を実施している。

##### (2) 児童会活動・生徒会活動、学級活動等における児童・生徒の自主的な環境に配慮した活動例

- ・委員会によるペットボトルキャップの回収やゴミの計量、校地内・校区(海岸)の清掃活動、エコ集会等を実施している。
- ・「一人一木活動」で学校林に生息する木を3年間を通じて成長を見守り、同時に環境整備を行う活動を行っている。

【TEAS3種の取得状況】(平成28年度末現在)

小学校:19校(14.7%) 中学校:9校(15.7%)

### 連絡先

鳥取県教育委員会事務局 小中学校課 指導担当 電話0857-26-7935

### 参考URL

## 平成29年度 鳥取県環境白書

### 2 NPOや地域・企業などと連携・協働した環境実践の展開 2-1 環境教育・学習の推進

## 06 幼児・児童向け環境教育の促進

### 施策

#### 1 事業の目的

地域の未来は県民みんなで創り出すものとの認識のもと、幼児から大人まで全ての世代において環境教育・学習が積極的に実施されることによって、環境の様子や変化に気づき、環境問題の解決に向けて自ら考え、行動する人を育てる。

#### 2 事業の内容

##### (1) こどもエコクラブ活動支援

###### ア こどもエコクラブ活動支援補助金

こどもエコクラブの普及と活動支援のため、こどもエコクラブの活動に対する市町村の補助事業(補助率:2分の1、メンバー及びサポーター1人当たり700円を上限)に助成する。

###### イ こどもエコクラブ交流会

こどもエコクラブのメンバーやサポーター同士の連携を深め、環境教育の一層の充実を図るため、交流会を開催する。

##### (2) ちびっ子エコスタート

保育所、幼稚園が実施する環境学習研修会等に講師を派遣するなど、幼児期の環境教育の取組を支援する。

##### (3) エコ活ノート出前教室

学童期からの環境教育を推進するため、小学校に講師を派遣し、学校や家庭で取り組んでほしい環境配慮活動(エコ活)をまとめた「エコ活ノート」を教材に出前授業を実施する。

##### (4) とっとりグリーンウェイブエコアイデアコンテスト

子ども達の環境意識の醸成、実践行動につなげるため、県内小学生を対象に身の回りにあるエコを探し、スクープ記事等にまとめ、公募するコンテストを実施する。

#### 3 事業の現状及び課題

##### (1) こどもエコクラブ活動支援

平成18年度の補助制度創設以来、県内のこどもエコクラブ登録数は順調に増加し、平成25年度からは全市町村に登録されている。

こどもエコクラブ活動の広がりは見られるものの、今後も各市町村との連携が必要。



こどもエコクラブの活動  
(リサイクルプランターにパンジー植栽)



こどもエコクラブ交流会  
(活動発表)



## (2)ちびっこエコスタート



職員・保護者向け環境学習研修会



園児向け環境学習研修会

## (3)エコ活ノート出前教室



出前教室



出前教室

## (4)エコアイデアコンテスト



作品展示



エコトリピー賞授賞式

## 連絡先

生活環境部 環境立県推進課 環境イニシアティブ担当 電話0857-26-7205

## 参考URL

鳥取県環境立県推進課のwebサイトより  
<http://www.pref.tottori.lg.jp/17857.htm>

## 平成29年度 鳥取県環境白書

### 2 NPOや地域・企業などと連携・協働した環境実践の展開 2-1 環境教育・学習の推進

## 07 環境保全の啓発活動の推進

### 施策

#### 1 事業の目的

体験や観察を通して、里地里山の多様な生き物や生態系を知ること、自然への関心や郷土愛、自然保護精神の育成につなげる。

#### 2 事業の内容

##### (1) 環境学習の推進

1. 放課後子ども教室(根雨小学校、黒坂小学校 各校毎月1回)
2. 自然体験学習(希少生物を守る体験活動 日野高校、江府小学校)
3. 自然保護活動(外来植物除去活動、自然観察会)
4. その他、保育園、小・中・高等学校、公民館等からの依頼により実施

##### (2) 住民に対する情報発信と啓発活動の充実

1. ホームページ(しぜんの宝箱)などで普及啓発
2. 依頼に基づき自然保護監視員による自然環境の説明を実施(出前講座)

#### 3 事業の現状及び課題

日野郡は豊かな自然と地域の人々が共生し、地域の歴史や文化を育んできたところである。地域の次世代を担う子供達や地域活性化を推進する人材の育成のためにも、環境保全意識の向上はもとより、地域の背景を踏まえた環境教育が重要である。H29年度は次世代を担う子ども達に地域の自然や歴史にさらに深く触れさせ、体験させる活動内容にしていく必要がある。

### 連絡先

日野振興センター 日野振興局 電話0859-72-2081

### 参考URL

鳥取県西部総合事務所日野振興センターのwebサイトより

「環境教育・環境学習」

<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=24177>

## 平成29年度 鳥取県環境白書

### 2 NPOや地域・企業などと連携・協働した環境実践の展開 2-1 環境教育・学習の推進

## 08 鳥取方式の芝生化促進事業

### 施策

#### 1 事業の目的

- 校庭等の芝生化には、屋外活動の推進、子どもの情緒安定、二酸化炭素吸収など、様々な効果が見込まれている。
- しかしながら従来、芝生は高価で管理が難しく、気軽に立ち入りできて親しめるといったイメージでとらえられてこなかった。
- 現在、鳥取方式の芝生化として、場所に応じて最適の芝生(洋芝、和芝)を選択、併せて、住民(関係者)も参加しながら最も効果的・効率的な維持管理を実施する取り組みが進み、全国から注目を集めている。
- このため、鳥取方式を考案したNPO法人グリーンスポーツ鳥取(GST)と連携し、鳥取方式の芝生化に県として総合的に取り組み、鳥取方式の発祥の地にふさわしい芝生化先進県を目指す。

#### 2 事業の内容

子どもが自由に運動したり、遊んだりする保育園・幼稚園の園庭、小学校・中学校・高等学校・特別支援学校の校庭、広場(公園、空き地も含む)の芝生化を様々な主体と連携しながら加速度的に進める。

- (1) 県民への情報発信、普及啓発
  - ・鳥取方式の芝生化を促進するイベントの開催
  - ・市町村や学校、施設関係者、県民の理解の促進
- (2) 県施設での芝生化の促進
  - ・GST(NPO法人グリーンスポーツ鳥取)と連携して、目的に合致する県施設での芝生化に積極的に取り組み、適切な初期コストで、後の維持管理のしやすい芝生化の導入手法を選択していく。
- (3) 芝生化の支援
  - ・保育所・幼稚園及び小学校を対象に、鳥取方式の発祥の地にふさわしい芝生化に取り組むものへの支援を行う。
- (4) プロジェクトチームでの芝生化の促進
  - ・庁内関係課に加え、GSTが技術アドバイザーとして参画したプロジェクトチーム(平成21年度～)において、鳥取方式の芝生化の推進に部局横断的に取り組む。

#### 3 事業の現状及び課題

- ・幼稚園、保育園庭芝生化については、平成22年度から28年度にかけて約78園を芝生化して大きく進んだが、今後は未実施の園に対して芝生化のメリットをどのようにPRし、事業に取り組む園をどう掘り起こすかが課題。
- ・小学校校庭の芝生化については、面積が広く、様々な利用者があるため、経費負担や関係者の調整などの問題から事業化が難しい学校が少なくない。県補助事業により芝生化した学校の取組事例や各種助成制度を情報提供しながら、実施主体の個別事情を考慮した支援を進める必要がある。



平成22年度に芝生化した良善幼稚園

## 連絡先

地域振興部スポーツ課 電話: 0857-26-7919

## 参考URL

スポーツ課のwebサイトより  
「鳥取方式®の芝生化の促進」

<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=119463>

## 平成29年度 鳥取県環境白書

### 2 NPOや地域・企業などと連携・協働した環境実践の展開 2-1 環境教育・学習の推進

## 09 鳥取県地球温暖化防止活動推進センターの指定

### 施策

#### 1 事業の目的

地球温暖化対策の推進に関する法律(以下「法」という。)第38条に規定される鳥取県地球温暖化防止活動推進センター(以下「センター」という。)を指定し、センターを中心とした活動により、地球温暖化対策を草の根的に広げ、地域や家庭に根付いた地球温暖化防止活動を促進する。

#### 2 事業の内容

平成22年6月に鳥取県地球温暖化防止活動推進センター指定制度を開始し、NPO法人ECOフューチャーとつとりをセンターに指定し、第3期目(平成28～30年度)。地球温暖化防止を官民一体となって進め、地球温暖化防止活動を県内に拡大していくことを目的に、センターに次の事業を委託する。

##### ○地球温暖化防止推進事業

ア 家庭・地域で地球温暖化防止につながるライフスタイルやワークスタイルを県内に広く提案し、実践を促すための啓発活動

イ 温暖化防止に係る知識とファシリテーション技術を持ち、地域における温暖化防止活動をリードする県地球温暖化防止活動推進員(以下「推進員」という。)の育成

#### 3 事業の現状及び課題

・県センターが地球温暖化に関する情報発信や推進員の育成・支援等を行っており、県内の地球温暖化防止活動の拠点となっている。また、93名の推進員(平成29年2月末現在)が各地域や職場で情報発信・普及啓発を実施しており、地域等で温暖化防止活動の普及を図っている。

・推進員の活動を広げ、地域や家庭への地球温暖化防止活動の更なる普及を図る必要がある。今後は、市町村との連携を強め、県センターを中心とした普及啓発、推進員の育成・支援を引き実施する。

### 連絡先

生活環境部 環境立県推進課 環境実践推進担当 電話0857-26-7874,7875

### 参考URL

鳥取県環境立県推進課のwebサイトより  
「鳥取県地球温暖化防止活動推進センター」

<http://www.pref.tottori.lg.jp/122517.htm>

# 平成29年度 鳥取県環境白書

## 2 NPOや地域・企業などと連携・協働した環境実践の展開 2-1 環境教育・学習の推進

### 10 とっとり環境教育・学習アドバイザー制度

#### 施策

##### 1 事業の目的

環境問題に関して知識や経験を有する者を「とっとり環境教育・学習アドバイザー」として登録・紹介することにより、体験を重視した環境教育を支援し、実践的、主体的な環境学習の促進を図る。

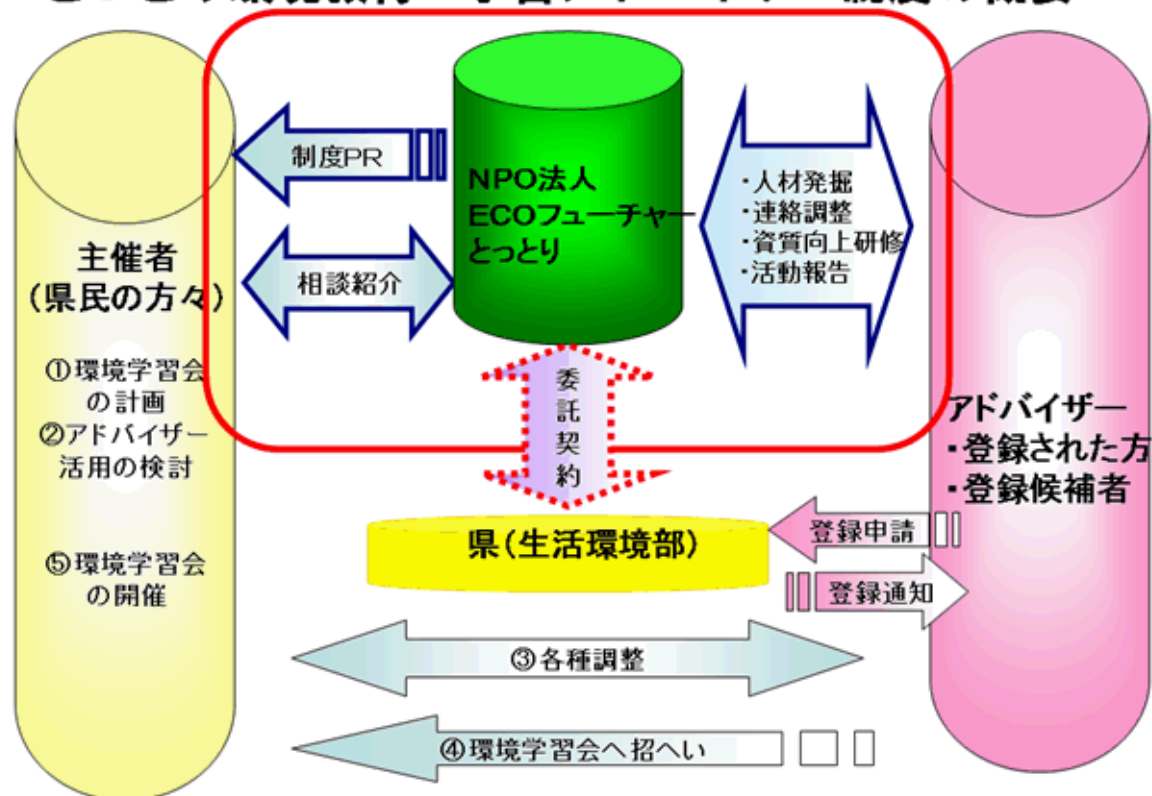
##### 2 事業の内容

環境問題に対して相当な知識・経験を有する者をアドバイザーとして登録し、県民に広く紹介することで環境学習を支援する。  
アドバイザー制度のPR、人材の発掘や講習会派遣のための連絡調整を、鳥取県地球温暖化防止活動推進センターに指定しているNPO法人ECOフューチャーととりに委託。

##### ○アドバイザーの登録分野

- ・自然(森林、植物、動物、星空等)の保護
- ・環境管理(環境マネジメント、環境アセスメント等)
- ・大気・水質の保全
- ・ごみ問題とリサイクルの推進
- ・地球温暖化の防止
- ・新エネルギーの開発と利用 等

#### とっとり環境教育・学習アドバイザー制度の概要



### 3 事業の現状及び課題

- ・アドバイザー登録者数96名(平成29年2月末現在)
- ・人材の発掘や育成、講習会派遣のための連絡調整、アドバイザーの資質向上研修を、センターに委託し実施。
- ・環境について専門的知識を有する人材を広く活用出来るよう、センター・学校・地域等と連携した体制を図っていく必要がある。

### 連絡先

生活環境部 環境立県推進課 環境実践推進担当 電話0857-26-7874,7875

### 参考URL

鳥取県環境立県推進課のwebサイトより  
「とっとり環境教育・学習アドバイザー制度」  
<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=37371>

## 平成29年度 鳥取県環境白書

### 2 NPOや地域・企業などと連携・協働した環境実践の展開 2-1 環境教育・学習の推進

## 11 グリーンウェイブ体験型環境教育プログラム

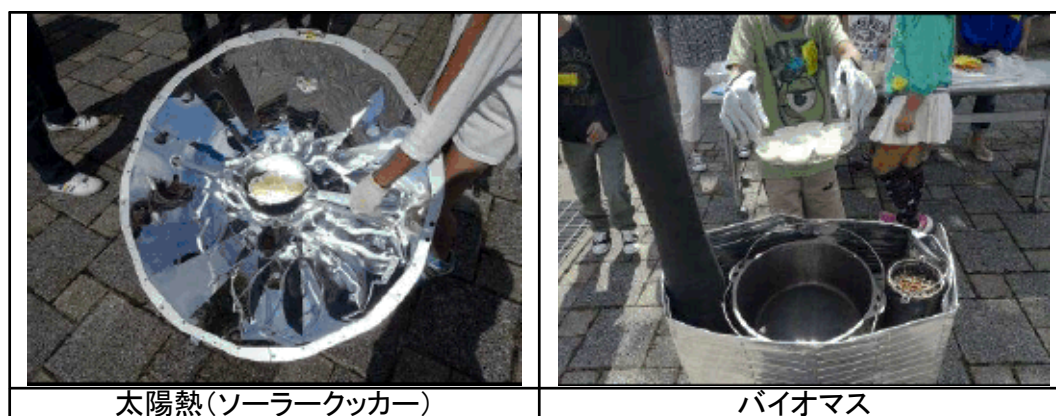
### 施策

#### 1 事業の目的

地球環境問題が深刻化する中、将来も自然の恩恵を受けることのできる持続可能な社会にしていくため、県民一人ひとりが環境対策や再生可能エネルギーについて考える。

#### 2 事業の内容

グリーンウェイブ体験型環境教育プログラム(文書版、動画版)、教材の貸出等により、学校、地域で行われる環境学習・教育の推進を図る。



～「グリーンウェイブ体験型環境教育プログラム」とは～  
とっとりグリーンウェイブの重点施策である鳥取県の自然環境の豊かさを活用した再生可能エネルギーの創造に着目し、県内の再生可能エネルギーの導入状況や活用について知り、併せて再生可能エネルギーの原理・仕組みを体験により学習するための8分野のプログラム。(太陽光、風力、水力、太陽熱、バイオマス、体力発電、地球史、ゼロエネハウス)

#### 3 事業の現状及び課題

平成25年度にプログラムを作成し、活用を図っている。

### 連絡先

生活環境部 環境立県推進課 環境イニシアティブ担当 電話0857-26-7205

### 参考URL

鳥取県環境立県推進課のwebサイトより  
<http://www.pref.tottori.lg.jp/228333.htm>



## 平成29年度 鳥取県環境白書

### 2 NPOや地域・企業などと連携・協働した環境実践の展開 2-1 環境教育・学習の推進

## 12 衛生環境研究所環境学習・活動支援事業

### 施策

#### 1 事業の目的

当所の検査・調査研究機関としてのノウハウや施設の特性を活かし、環境教育・学習の機会や場を提供し、県民への環境に対する知識の普及、環境保全意識の高揚を図る。

#### 2 事業の内容

##### (1) 小・中学校等の環境学習の支援及び出前講座

ニーズに応じ、来所又は職員の派遣により環境学習の支援や出前講座による研究成果を含めた環境に関する話題や情報を提供する。

##### (2) 施設公開、各種イベントの開催

県民向けに調査研究紹介や施設見学等を行い、研究所のPRを行うと共に、実験や観察等による環境学習の機会を提供する。

##### (3) 環境学習用資機材の整備・貸出し

環境学習を行うための環境測定キットや環境図書・ビデオ等の整備・貸出しを行う。

#### 3 事業の現状及び課題

研究所の施設や技術的ノウハウを活用しながら、小・中学校等の環境学習や環境活動団体の活動支援を行っている。

### 連絡先

生活環境部 衛生環境研究所 企画調整室 電話0858-35-5411

### 参考URL

鳥取県衛生環境研究所のwebサイトより  
「環境学習」

<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=144173>

「施設見学・環境学習申込」

<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=144170>

## 平成29年度 鳥取県環境白書

2 NPOや地域・企業などと連携・協働した環境実践の展開  
2-1 環境教育・学習の推進

### 13 衛生環境研究所発信事業

#### 施策

##### 1 事業の目的

衛生環境研究所の調査研究の充実を図り、成果を社会に還元していくとともに、広く研究成果を公表する。

(1) 調査研究の充実

研究成果を行政施策や対策技術等へ反映し、社会に還元する。

(2) 環境情報・感染症情報の発信

ア 環境情報に関する県民のニーズに応え、環境問題に対する関心を高める。

イ 感染症の流行・予防等について県民の関心・注意を促す。

##### 2 事業の内容

(1) 調査研究の充実

ア 外部評価の実施

当研究所の行う調査研究について、外部の学識経験者及び県民代表による評価を行い、その結果を課題の選定、見直し等に反映する。

イ 分野別研究会の活性化

大学等研究者との分野別研究会において、最先端の研究者等との情報交流を深め、研究活動の活性化を図る。

ウ 地方衛生研究所全国協議会・全国環境研協議会への参加

全国の地方衛生研究所・環境研究所との連絡を密にし、業務に必要な知識・技術の向上を図る。

(2) 環境情報・感染症情報の発信

ホームページによる環境情報、感染症情報の提供を行う。

##### 3 事業の現状及び課題

外部評価や分野別研究会を開催するとともに、地方衛生研究所全国協議会・全国環境研協議会に参加し、調査研究の充実・技術の向上を図り、成果を社会に還元するよう

・外部評価の実施や地方衛生研究所全国協議会・全国環境研協議会への参加により、調査研究の充実、技術の向上を図っている。

・分野別研究会や各種学会への参加により調査研究の成果を広く公表するよう努めている。

#### 連絡先

生活環境部 衛生環境研究所 企画調整室 電話0858-35-5411

#### 参考URL

鳥取県衛生環境研究所のwebサイトより

「鳥取県衛生環境研究所」

<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=3565>

## 平成29年度 鳥取県環境白書

### 2 NPOや地域・企業などと連携・協働した環境実践の展開 2-1 環境教育・学習の推進

## 14 とっとり県民カレッジ事業

### 施策

#### 1 事業の目的

鳥取県の魅力を再発見したり、社会的課題について学んだりする講座を開催し、県民が生涯にわたって学ぶきっかけになるよう学習機会や場の確保を行う。

#### 2 事業の内容

主催講座「未来をひらく鳥取学」に「自然・環境」の科目を設けて講座を開催している。

#### 3 事業の現状及び課題

幅広い世代が魅力を感じ参加を促すことができる仕組となるよう講演内容や講座スタイル等に工夫が必要である。



とっとり県民カレッジ開催の様子

### 連絡先

鳥取県教育委員会事務局 社会教育課 生涯学習担当 電話0857-26-7944

### 参考URL

鳥取県教育委員会事務局社会教育課のwebサイトより  
「とっとり県民カレッジ」

<http://www.pref.tottori.lg.jp/college/>

## 平成29年度 鳥取県環境白書

### 2 NPOや地域・企業などと連携・協働した環境実践の展開 2-1 環境教育・学習の推進

## 15 鳥取県環境交流団とロシア沿海地方青少年環境交流団の交流

---

### 施策

#### 1 事業の目的

ロシア極東地域と鳥取県内の次世代を担う青少年同士の相互理解の促進、交流の深化につなげる。

#### 2 事業の内容

ロシア極東地域と鳥取県内で環境問題に関心を有する青少年同士の交流を実施するとともに、各地域内で環境に高い関心を有する企業訪問、環境団体との交流を実施する。

#### 3 事業の現状及び課題

ロシアからの環境交流団の来県は2010年からこれまで3回行われ、鳥取県内の環境関連施設の視察、環境団体との交流をすることで青少年同士の相互理解の促進につながった。2015年は県内で環境問題に関心のある青少年が初めて訪露し、ロシア極東地域の環境団体との交流を実施した。2017年は、ロシア極東地域の環境団体を再度受け入れる予定。

### 連絡先

観光交流局交流推進課 電話0857-26-7240

### 参考URL

<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=37631>

## 平成29年度 鳥取県環境白書

### 2 NPOや地域・企業などと連携・協働した環境実践の展開 2-1 環境教育・学習の推進

## 16 米国バーモント州への青少年派遣

---

### 施策

#### 1 事業の目的

教育、環境、文化といった分野を基に現地の青少年等と交流を行うことで、未来を担う青少年の国際感覚を養い、視野を広げるとともに、豊かな人間性の形成を目指す。同時にバーモント州との更なる交流の促進を図る。

#### 2 事業の内容

バーモント州内の民間環境交流団体GATW(Green Across the World)と連携の上、県内の高校生等を2週間程度派遣し、ホームステイをしながら、現地の高校生と共にフィールドスタディを中心に環境学習や学校交流を展開する。

なお、平成21～22年度はモデル事業として県が実施したが、平成23年度から公益財団法人鳥取県国際交流財団への県補助事業に移管。

派遣時期等(予定):平成29年10月27日から11月7日 派遣人数 生徒15名程度

#### 3 事業の現状及び課題

### その他

#### 4 生徒の募集方法

各高校に申込書を配布して募集(予定)

### 連絡先

観光交流局 交流推進課 交流支援担当 電話0857-26-7595

### 参考URL

観光交流局局「国際交流」のwebサイトより

<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=6140>

## 平成29年度 鳥取県環境白書

### 2 NPOや地域・企業などと連携・協働した環境実践の展開 2-1 環境教育・学習の推進

## 17 鳥取県環境学術研究等振興事業

---

### 施策

#### 1 事業の目的

県内の高等教育機関における環境その他の地域の課題に関する調査研究を支援することにより、環境の保全及び快適な環境の創造に関する施策の推進並びに個性豊かな地域社会の形成に資することを目的とする。

#### 2 事業の内容

鳥取県環境学術等研究基金の運用益による、公立鳥取環境大学をはじめとした県内高等教育機関における環境等に関する学術研究への支援。

- (1)財源 鳥取県環境学術等研究基金の運用益(平成11年3月設置 約36億円)
- (2)開始年度 平成13年度
- (3)対象機関 公立鳥取環境大学、鳥取大学、鳥取短期大学、鳥取看護大学、米子工業高等専門学校及び岡山大学惑星物質研究所
- (4)助成額(予算額) 46,000千円
- (5)成果の公表  
当課ホームページ及び学術機関、試験研究機関、企業等の研究者・技術者が会する講演会等でH28年度に実施した研究成果の公表を行う予定。

#### 3 事業の現状及び課題

本県の施策や地域振興に活用される研究も出てきているので、今後も引き続き高等教育機関を支援していき、普及活用の促進を図る必要がある。

### 連絡先

地域振興部 教育・学術振興課 高等教育・学術振興担当 電話0857-26-7814

### 参考URL

鳥取県教育・学術振興課のwebサイトより  
「鳥取県環境学術研究振興事業」  
<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=30107>

## 平成29年度 鳥取県環境白書

### 2 NPOや地域・企業などと連携・協働した環境実践の展開 2-1 環境教育・学習の推進

## 18 船上山少年自然の家・大山青年の家

### 施策

#### 1 事業の目的

青少年を船上山や大山の自然に親しませ、自然の中での集団宿泊訓練等を通じて健全な育成を図る。

#### 2 事業の内容

キャンプ、ハイキング、カヌー、スキー、星座観察など、施設が行う主催事業

#### 3 事業の現状及び課題

児童生徒を中心に、多様なプログラムを実施しており、利用者の満足度も高い。今後、幅広い年齢層に向けたプログラムや、不登校等、教育課題に対するプログラムを充実させていく必要がある。

### その他

平成29年度開催事業一覧

#### ○船上山少年自然の家

事業名	期日	対象	募集	概要
船上山さくら祭り	4月23日(日)予定	一般	定員なし	万本桜咲く船上山でイベントがいっぱい。桜に囲まれて楽しい1日を過ごしましょう。今年はむきばんだ史跡公園・大山青年の家との共同企画もあります。
学生ボランティア育成講座 スキルアップセミナー1、2	1:5月6日(土)~7日(日) 2:5月19日(金)~21日(日)	学生	各30名	1:船上山でのボランティア育成新歓合宿。船上山のフィールドを生かした楽しい企画と新たな出会いが盛りだくさん。 2:「ちっちゃい探検隊1」を企画します。アイデア溢れる発想で子どもたちの笑顔を企画。
ちっちゃい探検隊1 (スキルアップセミナー3)	7月1日(土)~2日(日)	小学1年生~3年生	48名	大学生によるアイデア満載の人気企画。ドキドキのお泊まり会。ちっちゃい冒険にチャレンジしよう。
船上山の夏を楽しむ1、2	1:7月22日(土) 2:7月23日(日)	小学4年生~6年生	各36名	1:ダム湖でカヌー&いかだ遊び。 2:谷川探検で滝壺をめざせ。
ファミリーキャンプ	8月19日(土)~20日(日)	小・中学生とその家族	16家族	ダム湖活動・谷川探検など親子選択活動、野外炊飯などの活動を親子で体験。親子で船上山を満喫。
ハートフルキャンプ in 船上山	10月12日(木)~13日(金)	各校の不登校傾向、教育支援センターに通う小・中学生と職員・保護者	20名	大自然の中で心をリフレッシュ。船上山や近隣の農家で自然や人とのふれあいを通じて、明日への活力へとつなげよう。
ちっちゃい探検隊2	10月21日(土)~22日(日)	小学1年生~3年生	48名	家族の元を離れてドキドキのお泊まり会。秋の船上山でちっちゃい冒険にチャレンジしよう。
ノルディックウォークin 船上山	10月29日(日)	小・中学生とその家族及び一般	50名程度	紅葉まぶしく、秋風爽やかな船上山をノルディックウォークで満喫。参加者同士で励まし合い、変化に富

				んだ船上山ノルディックウォークコースを楽しもう。
秋山登山企画	11月5日(日)	小・中学生とその家族	15名程度	紅葉まぶしく、秋風爽やかな船上山を家族で満喫。参加者同士で励まし合い、頂上をめざそう。
船上山ピザ祭り1、2	1:12月2日(土) 2:12月3日(日)	小・中学生とその家族	15家族 60名程度	船上山名物タッチオープンで作るおいしいピザ。家族同士の触れ合いを楽しみながら心もおなかも満たされます。
船上山アカデミー	12月26日(火)～ 28日(木)	小学4年生～中学生	48名	遊びも勉強も先生の卵(大学生)に何でも聞いてどんどん力をつけよう。冬休みの宿題対策はこれで決まり。
雪遊び企画	1月27日(土)	小学4年生～6年生	50名	雪にまみれて大はしゃぎ。白銀の船上山へ思いっきりダイビングしよう。
船上山ウィンターフェスティバル	2月10日(土)～ 11日(日)	小中学生とその家族	16家族	銀世界の中で雪遊び。家族でスノーチューブ、そり、スノーシューなどで船上山の冬をHOTに満喫。
教職を語ろう	2月15日(木)～ 16日(金)	教師を志す学生・一般	50名程度	教師を志す方大集合。船上山の大自然の中で、夢の実現に向けて、同志と共にエネルギーを蓄えましょう。
ちっちゃい探検隊3	3月10日(土)～ 11日(日)	小学1年生～3年生	48名	家族の元を離れてドキドキのお泊まり会。春の船上山でちっちゃい冒険にチャレンジしよう。

### ○大山青年の家

事業名	期日	対象	募集	内容・目的
春の親子フェスティバル	4月30日(日) 日帰り	どなたでも	定員なし	様々な体験コーナーやゲームコーナーで親子・家族で楽しみましょう。
親子エンジョイカー	1:5月6日(土) 2:5月7日(日) 両日とも日帰り	小学生以上の親子	各80名	赤松の池で、親子でカヌーの基礎や楽しみ方を学びましょう。
大山ファミリー登山	5月20日(土) 日帰り	小学3年生以上の家族	50名	家族で励まし合って、1,709mの大山山頂を目指しましょう。
在学青年交歓の集い	6月10日(土)～ 11日(日)	高校生	30名	各市町村教育委員会と連携、体験活動を通して交流を深めましょう。
はじめての冒険	1:6月17日(土)～18日(日) 2:7月1日(土)～2日(日) 3:9月23日(土)～24日(日)	小学1年生～2年生	36名	小学校低学年を対象にした初心者向けキャンプ。自分たちで生活してみよう。
生涯学習実践道場	7月7日(金)日帰り	成人	100名	生涯学習関係者の実践発表・研修・交流の場
だいせんキャンプ(不登校対策)	1:7月12日(水)日帰り 2:10月19日(木)～20日(金) 3:1月30日(火)～31日(水)	不登校や学校を休みがちな小・中学生	定員なし	1:カヌー 2:野外炊事・カヌー・1泊 3:スキー・1泊 自然の中で新たな日常生活への活力となる感動体験をしましょう。
大山わくわく探検隊	7月31日(月)～8月4日(金) 4泊5日	小学5年生～中学生	36名	海(皆生海岸)～山頂までの行程を歩いて、泊まって、ご飯を作って、励まし合って感動体験を味わいましょう。
いきいき先生体験会	1:8月9日(水)～10日(木) 2:2月17日(土)～18日(日)	教員	30名	体験活動の良さを体感してみよう。 1:山頂泊 2:歩くスキー
大山ファミリーキャンプ	8月26日(土)～27日(日)	小学生以上の親子	25家族	テント泊、野外炊飯などのキャンプ活動を通して、親子の絆を深めましょう。
どきどき自然塾	1:9月30日(土) 2:10月1日(日) 両日とも日帰り	1:母子 2:父子	60名	親子で協力して活動しましょう。野外炊事カヌー体験



青年の家秋の感謝祭・前日祭	10月15日(日)日帰り 家族で前泊あり	どなたでも	参加定員なし 前泊は24家族	秋の大山。様々な体験コーナーやゲームコーナーで楽しみましょう
青年の出会い(青年団交流)	11月18日(土)～19日(日)	成人	40名	若い力を集結してみましょ
もうすぐ1年生	12月3日(日)日帰り	年長児とその家族	年長児30名とその家族	初めて出会う友だちと自己紹介したり、遊んだりしてコミュニケーションをとりましょ。
親子エンジョイスキー	1:1月20日(土) 2:1月21日(日) 両日とも日帰り	小学1～3年生の親子	各100名	青年の家特設ゲレンデでスキーの基礎を学びましょ。
歩くスキーのつどい スキーハイキング	1:2月3日(土)～4日(日) 2:2月3日(土)日帰り	1:成人(1泊2日) 2:小学3年生以上の家族・団体(日帰り)	各50名	歩くスキーの基礎を学び、冬の大山をツーリングして楽しみましょ。
お泊まり会	1:11月11日(土)～12日(日) 2:11月25日(土)～26日(日) 3:12月9日(土)～10日(日)	1:家族 2:母子 3:父子	各24家庭	お泊まり会。家族で話をしたりゲームをしたりゆっくり過ごしましょ。
プレ宿泊学習	1:3月3日(土)～4日(日) 2:3月10日(土)～11日(日)	3、4年生の家族	20家族	次年度宿泊学習に来る前に、知っておこう青年の家
施設開放	秋:10月～ 冬:1月～ いずれも日曜午後開放	秋:家族単位 冬:小学2年生以下の家族	定員なし	秋:オリエンテーリング、芝遊び 冬:ソリ遊び、雪遊び

## 連絡先

鳥取県教育委員会事務局 社会教育課 電話0857-26-7519  
 県立船上山少年自然の家 電話0858-55-7111  
 県立大山青年の家 電話0859-53-8030

## 参考URL

鳥取県立船上山少年自然の家のwebサイトより  
 「鳥取県立船上山少年自然の家」  
<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=37749>

大山青年の家のwebサイトより  
 「大山青年の家」  
<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=4308>

## 平成29年度 鳥取県環境白書

### 2 NPOや地域・企業などと連携・協働した環境実践の展開 2-1 環境教育・学習の推進

## 19 氷ノ山自然ふれあい館響きの森

### 施策

#### 1 事業の目的

氷ノ山自然ふれあい館において、国定公園氷ノ山の豊かな自然を紹介し、その魅力を体験できる場を提供するとともに、自然を大切にすることをはぐくんでいく。

#### 2 事業の内容

県内の児童等を対象として、自然観察会、創作体験、スキー等野外活動などを通じて、氷ノ山の豊かな自然を発信するとともに、各種の参加型催事を開催し、幅広い世代を対象として響きの森への集客を図る。

##### ◀“響の森”の役割▶

- 国定公園氷ノ山の豊かな自然を紹介し、その魅力を体験できる場を提供するとともに、自然を大切にすることを「はぐくむ」ことを目的として、地域経済への波及効果、地域活性化を図る。
- 「観光客誘致による地域経済への貢献」、「交流人口の増加による地域活性化」「自然環境教育プログラムの充実」という視点から、幅広い世代を対象とした各種参加型催事の開催と自然体験プログラムの提供を通じ氷ノ山の魅力を発信する。
- 「自然環境教育」「ツーリズム」「氷ノ山地域の情報発信(ビジターセンター)」の拠点施設としての機能強化を図る。

##### ◀目指すべき方向性▶

- 自然環境教育の推進施設  
地域活性化のために来訪者を増やし、地域の経済波及効果を高めます。
- ツーリズムの受入施設  
総合的なプログラムで魅力を伝え、誘客します。
- 氷ノ山地域の情報受発信(ビジターセンター)施設  
豊かな自然と歴史の魅力を収集し、提供します。

#### 3 事業の現状及び課題

- 平成29年度イベント内容 【詳しくはホームページ等で確認】  
響きの森ホームページ <http://www.hibikinomori.gr.jp/>  
〈イベント情報〉 <http://www.hibikinomori.gr.jp/eventmonth.html>

### 連絡先

生活環境部 緑豊かな自然課 自然公園担当 電話0857-26-7200  
氷ノ山自然ふれあい館 響の森 電話0858-82-1620

### 参考URL

鳥取県緑豊かな自然課のwebサイトより  
<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=45312>

氷ノ山自然ふれあい館のwebサイトより  
<http://www.hibikinomori.gr.jp/>

## 平成29年度 鳥取県環境白書

### 2 NPOや地域・企業などと連携・協働した環境実践の展開 2-1 環境教育・学習の推進

## 20 とっとり次世代エネルギーパーク推進事業[再掲]

### 施策

#### 1 事業の目的

鳥取県の豊かな自然が生み出す多種多様な再生可能エネルギーの恩恵を県民自らも認識するとともに、導入者と協働して、エネルギーを通じた環境教育や環境保全活動を推進する。また、再生可能エネルギー施設と観光資源の連携による関連産業の振興を図る。

#### 2 事業の内容

##### (1) エネルギーパークを活用した環境教育の推進

###### ア 次世代エネルギーパーク施設整備事業

エネルギーパーク施設として環境学習に活用できるよう、見学者の受け入れに必要な整備に対する支援を行う。

###### イ 再生可能エネルギー体験学習推進事業

- エネルギーパークの中核施設である「とっとり自然環境館」を再生可能エネルギーに関する環境学習の拠点として整備し、年間を通じて定期的に体験型のエネルギー教室等を開催する。
- エネルギーパークの東部地区の中核施設となる環境学習拠点で、再生可能エネルギーを利用する水素社会の実現に向けた環境教育を実施する。
- 再生可能エネルギーをテーマにした小学生対象の再生可能エネルギー体験講座を夏休み期間に集中的に開催する。

###### ウ 環境保全活動支援事業

エネルギー施設設置者等と協同して、地域の先進的で他の模範となる環境保全活動を行う団体に対し活動費を支援する。

##### (2) エネルギーパークの認知向上

より多くの施設を知るきっかけ作りとするため、エネルギーパークの複数施設を巡るスタンプラリーを実施する。

#### 3 事業の現状及び課題

##### 〈現状〉

- 本県では、豊かな自然や変化に富む地形を活かして、太陽光、風力、水力、バイオマスといった多様な自然(再生可能)エネルギーを生み出す施設が県内に数多くあり、県域全体をエリアとした「とっとり次世代エネルギーパーク」(以下「エネパ」という。)として平成25年度に経済産業省から認定を受けた。
- これを契機に、エネパの中核施設である「とっとり自然環境館」を中心に、構成するエネルギー施設とともに、見学施設等の整備や、見学者の受け入れ、環境教育の普及を行っている。その中でも、中核施設である「とっとり自然環境館」の来館者数が年間1万人を越すなど、環境学習の推進に寄与している。
- 平成29年1月には、東部地区にも環境学習拠点として、CO2を排出しない新エネルギーである水素を利活用するスマートハウスが完成し、「水素社会」の実現に向けた施策と併せて、エネパ全体としてさらなる環境教育の推進が期待される。

##### 〈課題〉

- エネパを構成するエネルギー施設は民間施設も多く、また、新しい施設が出来つつある現状、引き続きハード・ソフト両面での見学者受け入れ体制の構築支援を行い、環境教育への理解、協力を求めていく必要がある。
- また、将来的に次世代エネルギーを享受することとなる、小学生や、親子連れへの訴求が効果的にとらえ、小学生や親子連れが楽しめる企画でのエネパ普及啓発が求められている。
- エネパの中核施設である「とっとり自然環境館」には1万人を超える来館者がある一方、他のエネパ施設には来館者が少ないことから、多くの学ぶ機会を創出するためにも、他の施設への誘導が必要である。

- 東部地区に新たにエネパ拠点施設を設置したことから、環境学習機会の拡大にはこの施設の周知が不可欠である。

## 連絡先

環境立県推進課 次世代エネルギー推進室 (0857)26-7895

## 参考URL

## 平成29年度 鳥取県環境白書

### 2 NPOや地域・企業などと連携・協働した環境実践の展開 2-2 企業・家庭における環境配慮活動の推進

## 01 地球温暖化対策の推進

### 施策

#### 1 事業の目的

本県における地球温暖化対策を総合的かつ計画的に推進するため、「鳥取県地球温暖化対策条例」の趣旨、規定に基づき、温室効果ガスの排出抑制等を促進するための措置を講ずる。

#### 2 事業の内容

地球温暖化対策の一層の推進を図るため、平成21年3月に鳥取県地球温暖化対策条例を制定。条例に基づき、以下の業務を行う。

- (1) 条例に基づく県全体の温室効果ガスの削減目標等の「対策計画」の運用
- (2) 特定事業者(事業活動に伴い多量の温室効果ガスの排出をする者)から提出される「取組計画」及び「達成状況報告」の受付、内容確認及び公表
- (3) アイドリングストップ推進事業者等の認証

#### 3 事業の現状及び課題

・平成28年3月に、条例に基づく県全体の温室効果ガスの削減目標等の「対策計画」(平成27年度～平成30年度)を策定。目標の達成に向け、家庭や事業所における省エネルギー等の対策等、様々な取組をを更に進めていくことが必要。

【温室効果ガス削減目標】

2013年度に比べて2018年度の排出量を10.3%削減

また、2013年度に比べて2030年度の排出量を26.9%削減

・温室効果ガスの排出削減に取り組む「緩和策」と並行して、気候変動の影響に対して適切に対応する「適応策」について検討していくことも必要。

・条例に基づく特定事業者は71事業者(平成27年度末)。事業者ごとの現状を把握し、取組計画に沿った省エネルギー対策の推進を図る。

・アイドリングストップ推進事業者数は、累計1,443事業者(669社・法人、19,154人)(平成29年2月末現在)。アイドリングストップ普及のためのチラシを運転免許センター等と連携して配布し、引き続き推進を図る。

### 連絡先

生活環境部 環境立県推進課 環境実践推進担当 電話0857-26-7874, 7875

### 参考URL

鳥取県環境立県推進課のwebサイトより

「鳥取県地球温暖化対策条例」

<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=101732>

## 平成29年度 鳥取県環境白書

### 2 NPOや地域・企業などと連携・協働した環境実践の展開 2-2 企業・家庭における環境配慮活動の推進

## 02 新たなステージへ！地域ぐるみの環境実践振興事業

### 施策

#### 1 事業の目的

温室効果ガスの削減や循環型社会の構築を一層推進するため、県民の環境への関心を高めるための普及啓発を広く行うとともに、活動への支援等を行い、県民、住民団体、事業者、行政等の各主体の連携・協働による環境先進県を目指す。

#### 2 事業の内容

##### (1) とっとり環境推進県民会議の開催

県民、住民団体、事業者等各界の代表に参画いただき、環境イニシアティブ推進のための取組を企画立案するとともに、県民総ぐるみによる環境実践の県民運動に繋げる。

##### (2) とっとり環境まつり事業

県民参加による環境先進県を推進するため、「省エネ」「創エネ」から、環境実践、自然共生、循環型社会まで様々な分野の環境団体の方々が一堂に集うイベントを開催し、活動を広げる出会いの創出や取組の活性化を図る。(著名人による講演や啓発イベント、実践団体によるブース出展等)

##### (3) みんなのエコ宣言PR事業

温暖化問題をはじめとする環境問題を自分自身の問題として認識し、行動に結びつけるためのキャンペーンを展開する。

併せて、住民や事業者による実践活動等を広報することで、省エネ、創エネ、4R等の身近な環境問題の啓発に繋げる。(県民参加型の運動とするエコ活動宣言募集、環境活動や施策の紹介記事の連載等)

※4R:リフューズ(断る)、リデュース(減量)、リユース(再使用)、リサイクル(再生利用)

##### (4) とっとり環境推進県民運動補助金

環境実践活動の裾野の広がりを図るため、環境実践団体が行う環境学習活動への参加経費やリーフレット等による実践活動のPRに対する取組等を支援する。(補助率1/2、限度額50千円)

##### (5) 環境実践推進事業

環境実践活動の拡大に向け、年間を通じた様々なキャンペーンの実施や優秀な取組の顕彰により、家庭や地域で行う省エネ・節電の県民実践のきっかけづくりを行う。(省エネソングによるPR、2台目冷蔵庫さよなら事業等)

#### 3 事業の現状及び課題

平成28年12月19日第1回「とっとり環境推進県民会議」を実施し、経済団体、住民団体、学校、行政等関係19団体が参画。各団体の活動紹介や実践活動における課題等について意見交換を行った。

##### 【県民会議での意見】

- ・企業や教育機関、自治体の力を借りながら、みんなが一緒に環境について考え、取り組んで行くことが大切。
- ・全国から注目されるような先導的な取組、それを鳥取からやることに意義がある。
- ・活動は熱心に継続して行っているものの、あまり会員が増えず固定化してきている感があるので、自分たちの活動をもっと知ってほしい。
- ・環境に優しい活動や学習をしたい団体と、それが提供できる人物・場のマッチングが

必要では。

・家電買換えや、省エネ機器導入等について知ってもらう機会を増やすことが必要。

## **連絡先**

生活環境部 環境立県推進課 環境実践推進担当 電話0857-26-7874,7875

## **参考URL**

## 平成29年度 鳥取県環境白書

2 NPOや地域・企業などと連携・協働した環境実践の展開  
2-2 企業・家庭における環境配慮活動の推進

### 03 鳥取県地球温暖化防止活動推進センターの指定[再掲]

#### 施策

##### 1 事業の目的

地球温暖化対策の推進に関する法律(以下「法」という。)第38条に規定される鳥取県地球温暖化防止活動推進センター(以下「センター」という。)を指定し、センターを中心とした活動により、地球温暖化対策を草の根的に広げ、地域や家庭に根付いた地球温暖化防止活動を促進する。

##### 2 事業の内容

平成22年6月に鳥取県地球温暖化防止活動推進センター指定制度を開始し、NPO法人ECOフューチャーとつとりをセンターに指定し、第3期目(平成28～30年度)。地球温暖化防止を官民一体となって進め、地球温暖化防止活動を県内に拡大していくことを目的に、センターに次の事業を委託する。

###### ○地球温暖化防止推進事業

ア 家庭・地域で地球温暖化防止につながるライフスタイルやワークスタイルを県内に広く提案し、実践を促すための啓発活動

イ 温暖化防止に係る知識とファシリテーション技術を持ち、地域における温暖化防止活動をリードする県地球温暖化防止活動推進員(以下「推進員」という。)の育成

##### 3 事業の現状及び課題

・県センターが地球温暖化に関する情報発信や推進員の育成・支援等を行っており、県内の地球温暖化防止活動の拠点となっている。また、93名の推進員(平成29年2月末現在)が各地域や職場で情報発信・普及啓発を実施しており、地域等で温暖化防止活動の普及を図っている。

・推進員の活動を広げ、地域や家庭への地球温暖化防止活動の更なる普及を図る必要がある。今後は、市町村との連携を強め、県センターを中心とした普及啓発、推進員の育成・支援を引き実施する。

#### 連絡先

生活環境部 環境立県推進課 環境実践推進担当 電話0857-26-7874,7875

#### 参考URL

鳥取県環境立県推進課のwebサイトより  
「鳥取県地球温暖化防止活動推進センター」

<http://www.pref.tottori.lg.jp/122517.htm>



## 平成29年度 鳥取県環境白書

2 NPOや地域・企業などと連携・協働した環境実践の展開  
2-2 企業・家庭における環境配慮活動の推進

### 04 戦略的な「環境経営」推進事業

---

#### 施策

##### 1 事業の目的

低炭素社会に向け、県内中小企業等が省エネと生産性向上を両立させる「環境経営」に効果的に取り組むために省エネ診断に基づく新エネ・省エネ等設備の導入に対して助成する。

##### 2 事業の内容

環境対策設備導入促進補助金  
県内中小企業が省エネ診断に基づき取り組む新エネ・省エネ設備等の導入に対して助成する。  
・補助率3分の1～2分の1  
・補助金上限500万円

##### 3 事業の現状及び課題

補助事業者からは、設備導入によるコスト削減、生産効率・サービスの向上に加えて、従業員の環境意識の向上効果が報告されており、県内企業の温室効果ガス排出抑制に加えて、企業競争力の強化や地球温暖化に対する意識の高揚にも有効と認識。

一方で、県内企業の省エネ等の環境対策への意識や取組はまだ不十分であり、より広く県内企業に環境経営を浸透させるためには、設備補助に加えて、省エネ計画作り等も支援する必要がある。

##### その他

新規募集について  
新規募集は行いません。(平成28年度継続分のみ)

#### 連絡先

商工労働部産業振興課 電話0857-26-7244

#### 参考URL

鳥取県商工労働部産業振興課webサイトより  
「企業の環境対策」

<http://www.pref.tottori.lg.jp/116716.htm>

## 平成29年度 鳥取県環境白書

2 NPOや地域・企業などと連携・協働した環境実践の展開  
2-2 企業・家庭における環境配慮活動の推進

### 05 鳥取県版環境管理システム(TEAS)普及事業[再掲]

#### 施策

##### 1 事業の目的

鳥取県版環境管理システム審査登録制度(愛称:TEAS(テス))の普及により、県内の事業者等の各種組織における環境配慮活動を推進する。

##### 2 事業の内容

事業者等が構築して取り組む環境管理システムのTEAS規格への適合性を審査し、登録する。

##### ○鳥取県版環境管理システムの種類

	TEAS 1種	TEAS 2種	TEAS 3種
対象	高度な環境管理を行う企業等	1種以外の企業等、高等学校	家庭・地域、小・中学校・特別支援学校、店舗・小規模事業所
登録	鳥取県	鳥取県	鳥取県
審査	鳥取県の認定する審査機関	鳥取県の認定する審査機関	鳥取県
経費	有料	有料	無料
有効期間	1期3年(更新可)	1期3年(更新可)	1期3年(更新可)
その他	ISO14001へ移行を目指す企業等に有効	ほとんどの組織で導入可能な環境管理システムとして有効	EMSを体験し、環境問題への理解を深めるために有効

※1種、2種は平成23年度から、KES(京都・環境マネジメントシステム・スタンダード)と協働認証を開始。

※3種の家庭については、鳥取県版環境家計簿Webシステム「わが家のエコ録」及び市町村の環境家計簿に取り組んでいる家庭を3種としてみなす。

##### ○支援制度

- ・TEASに取り組む学校の環境学習等を支援するため、とっとり環境教育・学習アドバイザーを派遣する。
- ・TEAS1種のシステム維持に必要な自己評価員の養成講座を開催する。
- ・より効果的なTEASの取組みを推進するためのヒントを提供するリフレッシュセミナーを開催する。

##### 3 事業の現状及び課題

- ・TEAS登録は、1, 262件(平成29年3月29日現在)
- ・近年は、市町村との連携等によって、家庭の登録件数が伸びたが、企業の登録件数が伸び悩んでいるため、TEAS認証取得によるメリット(システム運用による業務活動の省資源化・省エネルギー化・コスト削減の実現等)を積極的にPRし、新規登録を促進するとともに、既登録組織の支援に重点を置く。

#### 連絡先

生活環境部 環境立県推進課 環境実践推進担当 電話0857-26-7874,7875

## 参考URL

鳥取県環境立県推進課のwebサイトより  
「鳥取県版環境管理システム(TEAS)審査登録制度」  
<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=17890>

## 平成29年度 鳥取県環境白書

### 2 NPOや地域・企業などと連携・協働した環境実践の展開 2-2 企業・家庭における環境配慮活動の推進

## 06 環境にやさしい県庁率先行動計画の推進

---

### 施策

#### 1 事業の目的

県が、自らが一つの事業者・消費者としての立場から環境に配慮した事務及び事業を率先して実践し、環境への負荷の低減を図るとともに、市町村、事業者、県民の行う自主的な取組を促進する。

#### 2 事業の内容

地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく地方公共団体実行計画として位置付けている「環境にやさしい県庁率先行動計画」に基づき、県のすべての機関が、二酸化炭素排出量の削減、ゴミの減量化、用紙購入量の削減、グリーン購入等の環境に配慮した事務に取り組んでいる。

また、グリーン購入については、「鳥取県グリーン購入基本方針」に基づき、判断基準に適合する物品等の優先購入を推進。

#### 3 事業の現状及び課題

「環境にやさしい県庁率先行動計画(第5期)」を策定し、平成28年度から平成32年度までの5ヵ年計画として取組みを継続する。

### 連絡先

総務部総務課庁舎管理担当 電話0857-26-7780

### 参考URL

「環境にやさしい県庁率先行動計画」

<http://www.pref.tottori.lg.jp/211600.htm>

「グリーン購入に関する情報」

<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=17855>

## 平成29年度 鳥取県環境白書

### 2 NPOや地域・企業などと連携・協働した環境実践の展開 2-2 企業・家庭における環境配慮活動の推進

## 07 企業立地事業補助金

### 施策

#### 1 事業の目的

企業立地事業を行う者に対し助成することにより、県内における企業の立地の促進及び雇用機会の拡大を図り、もって、県内の経済の活性化に資する。

#### 2 事業の内容

<補助制度の概要>

県内の工業団地等に新增設を行う場合が対象

区分	投資額	新規常用雇用者数	補助率	限度額	摘要
製造業その他知事が必要と認める道路貨物運送業等	1億円超 (県内中小企業3千万円超)	10人以上 (県内中小企業3人以上)	10%	5億円	土地代、リース・賃借料も対象。
		30人以上	10%	30億円	
特定製造業	1億円超(県内中小企業3千万円超)	10人以上 (県内中小企業3人以上)	30%	30億円	
自然科学研究所・技術者研修所	3千万円超	技術者等5人以上 (県内中小企業3人以上)	30%	10億円	
ソフトウェア業・機械設計業・デザイン業・研究開発型企業・コンテンツ制作業	3千万円超	技術者等5人以上 (県内中小企業3人以上)	10%	10億円	
情報処理・提供サービス業	3千万円超	20人以上(含パート)	10%	2億円	
知事特認加算 (環境関連事業の加算のみ記載)	二酸化炭素の削減に効果がある環境関連の技術を用いた製品等の製造に関する事業を行う場合		5%	10億円	

※ 製造業において、二酸化炭素の排出削減効果のある設備に対しては、補助率を当該設備に係る投下固定資産額の3分の1とする。(限度額 2億円)

#### 3 事業の現状及び課題

従来から、県外企業の鳥取県への進出、県内企業の新増設を積極的に支援し、県内での投資促進、雇用拡大を図っているところである。

厳しい経済環境が続く中、社会情勢や企業のニーズにあわせて要件緩和を行ったり、県の経済再生成長戦略に沿った制度の拡充等を行っている。

中小企業においては、設備投資が雇用増に結びつかない場合もあり、いかに両方を実現するかが課題となっている。

また、誘致企業の事業廃止や縮小案件も増加しており、進出後のフォローについても、関係機関と連携して行う必要がある。

### 連絡先

商工労働部 立地戦略課 電話0857-26-7220

## 参考URL

鳥取県立地戦略課のwebサイトより

<http://www.pref.tottori.lg.jp/hozyokin/>

## 平成29年度 鳥取県環境白書

2 NPOや地域・企業などと連携・協働した環境実践の展開  
2-2 企業・家庭における環境配慮活動の推進

### 08 LED照明等省エネルギー型設備の県有施設への率先導入事業

#### 施策

##### 1 事業の目的

県有施設への率直的な省エネルギーへの取組みを通じ、事業者として環境負荷の低減に努めるとともに、市町村・企業等の省エネへの取組みを促進する。

県内において各種LED照明の開発が進んでいるところであり、県がニーズを示すことにより、更なる新商品の開発等技術革新を促す。

##### 2 事業の内容

知事部局所管の県有施設及び企業局所管の県有施設に対し、LED照明の導入を図る。

平成29年度導入計画(照明灯のLED化 約200本)

##### 3 事業の現状及び課題

LED照明を中心に県有施設へ導入し、エネルギー使用量削減に努めている。  
気候変動など、やむを得ない事情も多々あるが、時間外削減や照明の間引き、機器の保守点検等の日常のソフト対策と、省エネ設備導入等のハード対策を組み合わせながら、より一層エネルギー使用の合理化に努める必要もある。

#### 連絡先

総務部総務課庁舎管理担当 電話:0857-26-7780

#### 参考URL

## 平成29年度 鳥取県環境白書

2 NPOや地域・企業などと連携・協働した環境実践の展開  
2-2 企業・家庭における環境配慮活動の推進

### 09 省エネルギー型設備導入事業費

---

#### 施策

##### 1 事業の目的

県有施設への効率的な省エネルギー型設備の導入を通じて、事業者として環境負荷の低減と管理経費の削減に努める。

##### 2 事業の内容

県立学校及び県教育委員会が所管する社会教育施設にLED照明及びLED誘導灯を導入する。

##### 3 事業の現状及び課題

###### (1) 事業の現状

- ・(継続)順次、県立学校及び社会教育施設の誘導灯をLED化している。(平成32年度完了予定)
- ・(完了)県立学校の事務室にLED照明の導入を進めている。(平成28年度完了)
- ・(継続)県立高校の普通教室等の全面LED化について、更新計画を策定し実施していく。(平成28年度設計、平成29～31年度施工予定)
- ・その他事業(教育施設営繕費、県立学校耐震化事業費)において、器具の老朽化改修等にあわせて照明のLED化を進めている。

###### (2) 事業の課題

- ・今後、更なる省エネルギー化促進のため、特別支援学校の教室や県立高校の実習室等についても、LED化の早期実施に向けた検討を行っていく。

#### 連絡先

教育環境課 電話:0857-26-7933

#### 参考URL

<http://www.pref.tottori.lg.jp/kyouikukankyo/>



## 平成29年度 鳥取県環境白書

2 NPOや地域・企業などと連携・協働した環境実践の展開  
2-2 企業・家庭における環境配慮活動の推進

### 10 道路照明のLED化

---

#### 施策

##### 1 事業の目的

維持管理費の削減を目的として、道路照明灯のLED化を行う。

##### 2 事業の内容

既存の道路照明灯(水銀灯・ナトリウム灯)から省エネ効果が高く、維持管理費の削減が図れるLED灯(4,000灯)に交換を行う。

##### 3 事業の現状及び課題

平成24年度から平成28年度までの5ヶ年計画にて事業を完了した。

#### 連絡先

県土整備部 道路企画課 電話0857-26-7356

#### 参考URL

## 平成29年度 鳥取県環境白書

2 NPOや地域・企業などと連携・協働した環境実践の展開  
2-2 企業・家庭における環境配慮活動の推進

### 11 安全なまちづくりLED防犯灯設置促進事業

---

#### 施策

##### 1 事業の目的

市町村等が行うLED防犯灯の新たな設置を促進し、防犯環境の整備による犯罪のないまちづくりの推進を図ること。

##### 2 事業の内容

「市町村が、自らLED防犯灯を新設するのに要する経費」及び「自治会や町内会等がLED防犯灯を新設する経費に対して実施する市町村の間接補助金」の3分の1を補助する。

(なお、LED防犯灯とは、夜間における犯罪の防止を図るための照明器具で、道路や公園など防犯上必要があると認められる場所に設置するLED灯火及び灯火のカバーをいう。)

##### 3 事業の現状及び課題

平成24年度より事業開始。平成28年度は14市町に交付決定を行い、市町村の防犯環境整備の促進を図ってきた。

事業期間は平成26年度までの3年間としていたが、市町村から事業の継続の要望が多いことから、平成29年度も継続している。

#### 連絡先

生活環境部くらしの安心局くらしの安心推進課 電話:0857-26-7183

#### 参考URL

<http://www.pref.tottori.lg.jp/201316.htm>

## 平成29年度 鳥取県環境白書

### 2 NPOや地域・企業などと連携・協働した環境実践の展開 2-2 企業・家庭における環境配慮活動の推進

## 12 省エネ・節電推進事業

### 施策

#### 1 事業の目的

省エネ・節電に関する情報提供や普及啓発イベントの開催により、地球温暖化防止や電力需給ひっ迫防止に繋げる。

#### 2 事業の内容

##### < 県民実践の普及啓発 >

##### (1) 省エネソングによるPR

ご当地アイドル・チェリップが歌う省エネソングを、SNSやユーチューブなどの各種ツールで県内外にPRする。また、県内地球温暖化関連イベントにおいても披露し、県民運動を盛り上げる。

##### (2) 環境実践キャンペーン

県内の主要な駅や集客施設において、関係団体とPR用のはっぴ・のぼりでエコポケットティッシュ、ゴーヤの苗、節電アイデアチラシなどを配り、ライトダウンなどの環境実践を呼びかけるとともに、マスコミの取材等を通じ、地球温暖化対策や県民運動を広く県民にPRする。

##### (3) 企業と連携した家庭用省エネ機器PR

家庭からの温室効果ガス排出量の削減・抑制を目的に、関係団体等と連携して、環境イベントやキャンペーンで具体的な導入メリットを示しながら県民に最新の省エネ機器をPRする。

##### (4) おうちで節電がんばろうキャンペーンの開催

電力需給のひっ迫する夏季に、電気使用量の削減にチャレンジする家庭を募集し、削減達成状況により景品を進呈するキャンペーンを実施する。

##### (5) 情報提供・普及啓発

県ホームページへの情報掲載や関係団体への通知・チラシ配布等により、省エネ・節電に関する情報提供・普及啓発を行う。

##### < 県民実践のきっかけづくり >

##### (1) 2台目冷蔵庫さよなら事業

家庭での電力消費量の大きい冷蔵庫について、複数台使用中の家庭を対象に、古い冷蔵庫を処分し1台分のエネルギーを削減してもらう運動を、本県独自の取組として展開し、家庭での省エネを促進する。

##### (2) おうちで『節電』がんばろうキャンペーン(夏、冬)

県内の各世帯で節電に取り組んでいただき、家庭での省エネの意識付けを図る。29年度は強化年度として、キャンペーンを夏と冬の2回に増やし、「おうちで節電」部門のほか「省エネ家電への買い替え」部門や「住居の省エネ化」部門、「わが家のエコ録」部門など複数部門で実施する。

##### < 優秀な取組の顕彰 >

##### (1) 地球温暖化対策優良事例コンテスト

家庭や地域で実践できる地球温暖化対策の取組で、他の参考となる模範的な優良な事例を募集し、プレゼンテーション会を実施の上、優秀者を決定し、知事表彰を行う。表彰を受けた優秀な事例は発表の場を設け、県内での波及を図る。

### 3 事業の現状及び課題

- ・パリ協定が発効し、地球温暖化対策の気運が盛り上がる中、県民一人ひとりが自分にあつた県民エコ運動を始められるよう、きっかけづくりや普及啓発を行う。
- ・平成21年度から県庁の一斉消灯と併せてライトダウンイベントを開催し、不要な電気の消灯など地球温暖化防止対策の実践を普及啓発している。
- ・省エネ・節電イベントの内容を工夫して実施し、楽しみながら環境意識を高め、より一層の環境配慮行動の実践を推進する。

#### 連絡先

生活環境部 環境立県推進課 環境実践推進担当：電話0857-26-7874

#### 参考URL

- ・クールチョイス(環境省) <https://ondankataisaku.env.go.jp/coolchoice/index.html>
- ・「夏季の節電」(県環境立県推進課) <http://www.pref.tottori.lg.jp/169678.htm>

## 平成29年度 鳥取県環境白書

2 NPOや地域・企業などと連携・協働した環境実践の展開  
2-2 企業・家庭における環境配慮活動の推進

### 13 環境配慮行動促進事業

#### 施策

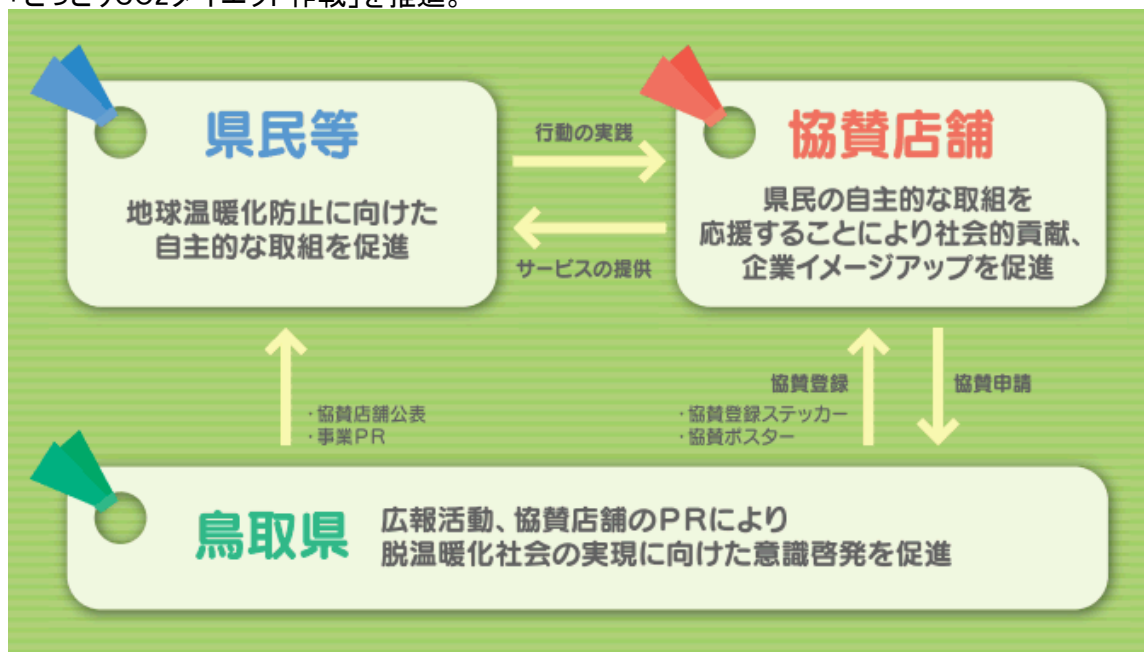
##### 1 事業の目的

とっとりCO2ダイエット作戦の推進により、環境配慮行動に対するインセンティブを付与し、県民自らの積極的な環境配慮活動を促進する。

##### 2 事業の内容

###### 〇とっとりCO2ダイエット作戦

省エネ製品の購入等の環境配慮行動に対してポイント付与等の特典サービスが受けられる「とっとりCO2ダイエット作戦」を推進。



##### 3 事業の現状及び課題

とっとりCO2ダイエット作戦の協賛店舗は984店舗(平成29年2月末現在)となり、県民の環境配慮行動に対してインセンティブを付与する体制基盤が構築できている。協賛店舗との連携、ホームページでの制度PRを通して制度の認知度向上を図る必要がある。

#### 連絡先

生活環境部 環境立県推進課 環境実践推進担当 電話0857-26-7874

#### 参考URL

とっとりCO2ダイエット作戦HP  
<http://co2diet.pref.tottori.lg.jp/>

## 平成29年度 鳥取県環境白書

### 2 NPOや地域・企業などと連携・協働した環境実践の展開 2-2 企業・家庭における環境配慮活動の推進

## 14 ノーレジ袋推進事業

### 施策

#### 1 事業の目的

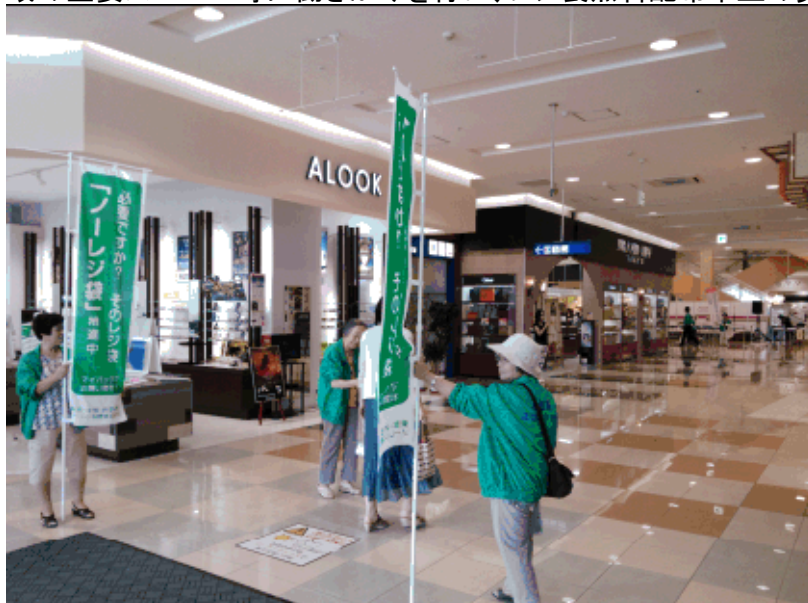
地球温暖化防止と循環型社会の構築に向け、環境にやさしいライフスタイルへの転換の第一歩となるレジ袋削減を推進する。

#### 2 事業の内容

- (1) 東部・中部・西部の県内3地域「ノーレジ袋推進協議会」で、レジ袋削減に向けた具体的取組(レジでの声かけ、店内放送、レジ袋無料配布中止等)を推進・強化している。
- (2) 毎月10日を「ノーレジ袋デー」に設定し、店頭キャンペーンを継続実施している。

#### 3 事業の現状及び課題

- ・西部地域の一部スーパーマーケット(2事業者6店舗)において、平成29年4月1日から、新たにレジ袋無料配布中止の取組が始まることになった。
- ・東部地域のスーパーマーケット事業者において足並みが揃い、平成24年10月1日から実施しているレジ袋無料配布中止により、レジ袋辞退率の大きな上昇が見られた。
- ・全県での辞退率は51.6%(平成28年3月時点)
- ・県内全域でレジ袋辞退率を上昇させるため、レジ袋有料化実施に向けて、中・西部地域の主要スーパー等に働きかけを行い、レジ袋無料配布中止の実施を目指す。



### 連絡先

生活環境部 循環型社会推進課 廃棄物リサイクル担当 電話0857-26-7198

### 参考URL

鳥取県環境立県推進課のwebサイト「ノーレジ袋推進の取組」  
<http://www.pref.tottori.lg.jp/178899.htm>

## 平成29年度 鳥取県環境白書

### 2 NPOや地域・企業などと連携・協働した環境実践の展開 2-2 企業・家庭における環境配慮活動の推進

## 15 未来と人と社会のための「思いやり消費」普及事業

### 施策

#### 1 事業の目的

将来を担う若年層等への消費者教育、特にエシカル消費をテーマとした啓発・教育を行うことにより、自ら考えて消費を行う「賢い消費者」の育成を図り、持続可能な「消費者市民社会」の実現を目指す。

#### 2 事業の内容

##### (1) 若年層に対するエシカル消費の啓発・教育

###### ア 学校等におけるエシカル消費啓発授業

今年度制作する消費者教育指導教材(テキスト、DVD、大型絵本、紙芝居)等を用い、学校及び幼稚園において、エシカル消費の啓発を含む消費者教育を授業として行い、子どもに対するエシカル消費の確実な知識・行動の定着化を図る。

###### イ 子ども「エシカル塾」(「エシカル消費」啓発連続講座)の開催

子どもたちのエシカル消費に対する探究心に応え、エシカル消費の理解を深めるため、今年度開催した夏休み自由研究講座『子ども「エシカル・ラボ」』を拡充・深化させた連続講座を県内2会場で開催する。

- (ア) 時期 6月～11月(各月1回×3月×2会場)
- (イ) 会場 県内2会場(東部地区・西部地区各1)
- (ウ) 対象 小学校4年生～6年生及びその家族
- (エ) 人数 各会場100名程度
- (オ) 内容 身近な問題からエシカル消費を考える、生産者・販売者との意見交換、受講レポートの作成等

###### ウ 子ども「エシカル大使」の認定

子ども「エシカル塾」等における子どもたちの学習成果を称え、認定を受けた子どもたちが自覚を持って自発的な行動を行いやすくするため、子ども向けの認定制度を創設する。

認定者にはエシカル消費関係イベント等でのPR活動等への参加依頼やエシカル消費の理解向上のための講座等の案内を行う。

##### (2) 事業者(小売業者)と連携・協力したエシカル消費の啓発

###### ア 「エシカル・フェア」モデル実施事業

幅広い消費者に対するエシカル消費啓発のため、多くの消費者が日常的に利用するスーパーマーケットにおいて、エシカル商品の紹介・販売及びエシカル消費の啓発を行う特設コーナーを一定期間開設する。

- (ア) 時期 5月、10月(各店舗1週間程度×2店舗で実施)
- (イ) 会場 県内のスーパーマーケット2店舗(東部・西部地区各1店舗)
- (ウ) 内容 県内中心のエシカル商品の紹介・販売及びエシカル消費の啓発(エシカル商品の生産工程、「こだわり・思いやり」の生産ポイント等を映像化・パネル化する等、消費者に分かりやすく伝える。)

###### イ 事業者と各種属性の消費者による座談会の開催

若年層(小・中・高・大学生)、子育て世代、高齢者等、各ライフステージの消費者のエシカル消費に対する考え方や思い等を販売事業者にも率直に伝えるとともに、エシカル消費を取り巻く国内外の動向を販売事業者にも情報提供することにより、販売事業者のエシカル消費に対する関心を高め、商品の仕入れ等の変化に繋げることを目的に座談会を開催する。

- (ア) 時期 未定(ライフステージ別に2回程度開催予定)
- (イ) 会場 ライフステージに応じて意見が出やすい会場の設定を検討する(カフェ、高齢者サロン等)。

#### ウ エシカル事業者紹介事業

エシカル消費の重要性とエシカル商品の素晴らしさを分かりやすく伝えるため、特徴的なエシカル商品づくり等を行う事業者等をホームページ、広報誌等に掲載して紹介する。

### (3)とっとり消費者大学公開講座の開催

消費者教育の意義の普及を図るため、既存啓発講座と合わせて総合的に消費者問題の知識習得を図ることができるよう、公開講座を県内3地区で実施する。

- (ア) 時期 6月～2月(各月1回、年間9回)
- (イ) 会場 県内公共施設の会議室等(全9回のうち3回を中山間地域公開講座として実施)
- (ウ) 内容 県民に広く周知・啓発する必要があるテーマ(エシカル消費の啓発等)を選定し、各テーマについて、県内3地区(東・中・西)で講座を開催する。

## 3 事業の現状及び課題

消費者庁の「倫理的消費」調査研究会への平井知事参加を契機に平成27年度から普及啓発に取り組み始めた「エシカル消費」(「倫理的消費」、「思いやり消費」と言い換えて表現される場合あり。以下、「エシカル消費」と記載。)について、平成28年3月に策定した「消費者教育推進計画」にも位置付け、今年度はより幅広い層への啓発、子どもに対する啓発に取り組んでいるが、今後、学校教育として知識と行動の定着化を図るとともに、事業者と連携したより広い層への啓発を行い、継続的かつ幅広い世代への一体的な普及啓発を行う必要がある。

### 連絡先

消費生活センター 東部駐在 電話:0857-26-7186

### 参考URL

<http://www.pref.tottori.lg.jp/255487.htm>



## 平成29年度 鳥取県環境白書

### 2 NPOや地域・企業などと連携・協働した環境実践の展開 2-2 企業・家庭における環境配慮活動の推進

## 16 鳥取エコハウス推進事業

### 施策

#### 1 事業の目的

本県の気候・風土等に適し、県産材を多用した鳥取県型環境配慮住宅(鳥取エコハウス)の規格型住宅(プロダクト住宅)を開発し、県内工務店・建築家が参加できる仕組みを構築することで、消費者が安心して購入できる環境にやさしい住宅の普及を図ることにより、環境負荷の低減に配慮した住宅づくりを推進する。

#### 2 事業の内容

○プロダクト住宅普及促進委託  
鳥取エコハウス推進協議会が行う鳥取エコハウスのプロダクト住宅の普及、販売に向けた活動に対して支援を行う。  
平成24年度に作成した、プロダクト住宅を体感できるモデルルーム(組立移動式)を、県内で開催される住宅フェアなどで設置し、展示PRを行う。

#### 3 事業の現状及び課題

- ・鳥取エコハウス研究会において基本ルールを取りまとめた。事業化に向けて、住宅取得者や地元工務店にイメージ、コスト、魅力などを分かりやすく提示し、商品化に向けた検討を行うことが必要。
- ・鳥取エコハウス推進協議会において、鳥取エコハウスの目指す家を検討し、それを実現するための基本ルールの策定、県産材の安定供給とコストダウンを図るための県産材の規格化ルール及びモデルプランを設定した。今後事業化に向けて住宅取得者や地元工務店にイメージ、コスト、魅力などを分かりやすく提示し、モデル住宅の普及推進と魅力ある商品化を増やすことが必要。
- ・基準等の整備、県産材供給体制の検討、広報宣伝の実施等についてより一層取り組みを強化する必要がある。今後は建設プロジェクトの設立、消費者ニーズに合ったプランの開発等、より具体的・効果的な普及促進策の検討を行う協議会の取組に対して必要な支援を行う。

### 連絡先

生活環境部くらしの安心局住まいまちづくり課 企画担当 電話0857-26-7398

### 参考URL

<http://tottori-site.com/about.html>

## 平成29年度 鳥取県環境白書

### 2 NPOや地域・企業などと連携・協働した環境実践の展開 2-2 企業・家庭における環境配慮活動の推進

## 17 とっとり住まいる支援事業

### 施策

#### 1 事業の目的

木造住宅の建設及び県産材を活用した改修に要する資金の一部を支援することにより、県民の住まいづくりを支援するとともに、県内の地場産業の振興を図る。

#### 2 事業の内容

[新築に対する支援]

県内事業者の施工により木造一戸建住宅を建設又は購入する場合、次の支援を実施

- 1 木造住宅への支援  
定額2万円を支援
  - 2 県産材活用住宅への支援  
上記1を満たし県産材を10立方メートル以上活用する場合、定額40万円を支援
- <以下は、上記1・2を満たす住宅のみが利用可能>
- 3 県産材中規模加算支援  
県産材を20立方メートル以上活用する場合、定額8万円を支援
  - 4 県産材大規模加算支援  
県産材を25立方メートル以上活用する場合、定額5万円を支援
  - 5 県産規格材活用住宅への支援  
県産規格材の使用量1立方メートルあたり1万円を支援。ただし、県産材の使用量に応じて最大額は次のとおり  
・県産材を10立方メートル以上活用し、かつ県産規格材を使用する場合、最大10万円  
・県産材を20立方メートル以上活用し、かつ県産規格材を活用する場合、最大13万円  
・県産材を25立方メートル以上活用し、かつ県産規格材を活用する場合、最大15万円
  - 6 伝統技能活用住宅への支援  
在来軸組工法の住宅で、次のうち2種以上の伝統技能を活用する場合、定額20万円を支援  
(木材の手刻み加工、外壁下見板張り、左官仕上げ、日本瓦葺き、木製建具)
  - 7 子育て世帯等への支援  
次のうち1以上を満たす場合、定額10万円を支援  
・18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者を養育する世帯  
・申請日時時点で婚姻後10年以内の世帯
  - 8 三世帯同居等世帯への支援  
7の子育て世帯等に該当し、かつ新たに三世帯同居等をする世帯に該当する場合、定額5万円を支援

[改修に対する支援]

県産材を使用して一戸建住宅又は共同住宅の改修等を行う場合、次の支援を実施(ただし、賃貸住宅等は対象となりません)

- 1 県産材活用への支援  
県産材の使用量1立方メートルあたり2万円(構造材、下地材)又は1平方メートルあたり4千円(内・外装の仕上げ材)を支援(上限25万円)

<以下は、上記1を満たす住宅のみが利用可能>

- 2 伝統技能活用への支援  
次のうち2種以上の伝統技能を活用する場合、伝統技能の施工面積に応じて支援(上限15万円)  
(建築大工技能、左官仕上げ、木製建具)
- 3 子育て世帯等への支援  
次のうち1以上を満たす場合、定額5万円を支援  
・18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者を養育する世帯  
・申請日時時点で婚姻後10年以内の世帯
- 4 三世帯同居等世帯への支援  
3の子育て世帯等に該当し、かつ新たに三世帯同居等をする世帯に該当する場合、定額5万円を支援

### 3 事業の現状及び課題

平成26年度に制度運用開始後、平成27年度、平成28年度に県産材を多く活用する場合の加算支援や、三世帯同居等に対する上乘せ支援を追加するなど、より活用していただきやすい制度への改正を行ってきた。制度周知が進んできたことで、新規木造住宅着工数に占める本制度の活用率が上昇している。

### 連絡先

生活環境部 暮らしの安心局住まいまちづくり課 企画担当 電話0857-26-7408

### 参考URL

<http://www.pref.tottori.lg.jp/228385.htm>

## 平成29年度 鳥取県環境白書

2 NPOや地域・企業などと連携・協働した環境実践の展開  
2-2 企業・家庭における環境配慮活動の推進

### 18 公営住宅ストック総合改善事業

---

#### 施策

##### 1 事業の目的

県営住宅ストックの長期利用により、LCC(ライフサイクルコスト)の縮減と建替えに伴う環境負荷の低減を図る。

なお、省エネルギー改修する場合は、住生活に伴う二酸化炭素の排出を抑制(LCC O2を低減)する。

##### 2 事業の内容

機能低減が著しい昭和50年代建設のRC4階建て階段室型住棟について改善事業を実施する。

全面的改善事業:概ね20戸以上の住棟について、エレベーターを設置する等バリアフリー化すると共に、内装・設備をリニューアルする。

エコ改善事業:概ね20戸未満の住棟について、省エネルギー(断熱)改修すると共に、設備・配管改修を実施する。

平成29年度整備予定団地

全面的住戸改善:永江団地(8期)、緑町第1団地(3期)、ひばりが丘団地(4期)

エコ改善事業:永江団地(4期)

##### 3 事業の現状及び課題

改善事業のさらなるコスト縮減及び円滑な事業実施が課題となっている。

## 平成26年度改善事例（県営東浜団地全面的住戸改善事業）



《改善前・外観》



《改善後・外観》

### 《その他改善内容》



（新設外部廊下、倉庫）



（DK）



（便所）



（玄関）

### 連絡先

生活環境部くらしの安心局住まいまちづくり課 計画担当 電話0857-26-7412

### 参考URL

鳥取県くらしの安心局住まいまちづくり課のwebサイトより  
「くらしの安心局住まいまちづくり課」

<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=3589>

## 平成29年度 鳥取県環境白書

### 2 NPOや地域・企業などと連携・協働した環境実践の展開 2-2 企業・家庭における環境配慮活動の推進

## 19 鳥取県環境立県推進功労者知事表彰

### 施策

#### 1 事業の目的

県内において環境保全のための実践活動、技術の開発・普及、教育啓発活動、廃棄物の適正処理の確保又は4つのR(廃棄物の発生抑制(Refuse)、削減(Reduce)、再利用(Reuse)又は再生利用(Recycle))の推進等を行い、環境立県の推進に顕著な功績のあった個人又は団体(以下「個人等」という。)を顕彰することにより、県内における環境活動を一層推進する。

#### 2 事業の内容

表彰は、次の功績を有する個人等について行う。

- (1) 環境保全のための実践活動に関する功績  
広域的、先導的若しくは長期的(表彰しようとする年度の4月1日の時点(以下「基準時点」という。))で5年以上な環境保全活動、環境美化活動若しくは緑化推進活動を行い、又は環境行政に協力若しくは従事したこと。
- (2) 環境保全のための技術等の開発・普及に関する功績  
省エネルギー技術、温室効果ガスの排出低減技術その他の環境保全のための技術若しくはそれらの技術を用いた製品の開発若しくは研究、又はそれらの先導的若しくは大量の導入若しくは普及啓発を行ったこと。
- (3) 環境保全のための情報発信・教育啓発に関する功績  
基準時点で5年以上にわたり環境保全のための情報の発信、又は学校、地域、企業等における教育啓発活動を行ったこと。
- (4) 廃棄物の適正処理の確保又は4つのRの推進に関する功績
  - ア 廃棄物処理業者、浄化槽清掃業者又は廃棄物排出事業者であって、基準時点で県内において1年以上活動している次のいずれかに該当する事業所を有すること。
    - (ア) 廃棄物の適正処理の確保又は4つのRの推進に関し、他の模範となる取組を行い、顕著な功績があった事業所
    - (イ) 廃棄物の適正処理の確保又は4つのRの推進に係る新しい技術若しくは製品の開発に顕著な功績があった事業所
  - イ 基準時点で10年以上、県内において廃棄物の収集運搬業又は処分業に従事し、廃棄物の適正処理の確保に顕著な功績のあった個人。
  - ウ 基準時点で5年以上、県内で廃棄物の適正処理に関する事業を行う公益法人その他これに準ずる団体に勤務し、その発展に顕著な功績があった個人。
  - エ その他県内において廃棄物の適正処理の確保又は4つのRの推進に尽力し、社会的貢献が顕著で他の模範になると認められる団体又は個人。

#### 3 事業の現状及び課題

環境美化、廃棄物の適正処理に対する表彰以外に環境関連の顕彰制度がなかったため、平成18年度に自然環境保全活動、省エネ技術の開発・導入、環境教育啓発活動等といった環境全般にわたる顕彰制度を創設した。  
平成24年度には、鳥取県循環型社会推進功労者知事表彰を統合し、環境全般に関する表彰制度に改正した。

### 連絡先

生活環境部環境立県推進課 環境イニシアティブ担当 電話0857-26-7205

## 参考URL

鳥取県環境立県推進課のwebサイトより  
「鳥取県環境立県推進功労者知事表彰制度」

<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=65295>

## 平成29年度 鳥取県環境白書

### 2 NPOや地域・企業などと連携・協働した環境実践の展開 2-3 社会システムの転換

## 01 バイシクルタウン推進事業

### 施策

#### 1 事業の目的

「鳥取県バイシクルタウン構想(H25.6策定)に基づき、県内で実施される自転車イベントを支援しながら広く県民に周知したり、自転車通勤で健康増進にチャレンジする取組を実施することにより、自転車利用人口の拡大、ひいては交通手段の転換の実現を目指す。

#### 2 事業の内容

##### (1) 自転車利用人口の拡大

県内各地で開催されているさまざまな自転車イベント活動を支援して新たな取組を促したり、月々のイベント情報等広く県民に伝えることで、自転車好きを増やす大きな流れをつくる。

- ・広報チラシの発行(年4回)
- ・「とっとりの自転車好きあつまれ！」ホームページでの情報提供
- ・関係団体や市町村のイベントを支援するための協賛品提供

##### (2) 「自転車通勤で健康増進」コンテスト

健康に関心の高い県民に3か月の自転車通勤にチャレンジしてもらい、体力向上等の効果を実感していただくことで、運動習慣の定着と通勤の自転車利用を促進する。

##### (3) 「バイシクルタウン構想」の推進

バイシクルタウン構想は、道路整備、交通安全、地域・観光振興、健康増進、モーダルシフトなど幅広い分野が関わっているため、関係機関が連携して構想を推進する。

#### 3 事業の現状及び課題

○「鳥取県バイシクルタウン構想」を推進するため、部局横断による推進会議を開催し、生活者の視点に立った道路整備、交通安全、観光やスポーツへの活用、自転車利用のきっかけづくりなど、幅広い分野での具体的な施策の展開を図った。

○健康づくりの視点から自転車利用促進に新たに取り組むため、28年度は「自転車通勤で健康増進」チャレンジを実施(参加者107名)。アンケートでは約9割が「健康増進の効果があった」と感じ、「今後も自転車通勤を続けてみたい」と回答しており、自転車通勤のきっかけづくりとなった。

○自転車利用をより促進するために、自転車好きを増やす取り組みを引き続き実施するとともに、バイシクルタウン構想の関係機関が連携して幅広い分野の取り組みを進めていく必要がある。

### 連絡先

生活環境部 環境立県推進課 環境実践推進担当 電話0857-26-7875

### 参考URL

鳥取県環境立県推進課のwebサイトより

<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=3268>



## 平成29年度 鳥取県環境白書

### 2 NPOや地域・企業などと連携・協働した環境実践の展開 2-3 社会システムの転換

## 02 環境にやさしい公共交通利用促進

### 施策

#### 1 事業の目的

平成28年11月のパリ協定発効を契機とし、「乗って優しい」をコンセプトに公共交通機関の利用促進に向けた機運醸成及び普及啓発を図るため、パーク&ライドの社会実験や県民ノーマイカー運動等を実施する。

#### 2 事業の内容

- 環境を含めた人や地域に優しい公共交通を利用する社会の形成を目的とした県民会議を設置する。
  - ・構成: 県、市町村、交通事業者、利用者代表等
  - ・役割: 各地域公共交通活性化協議会と連携して、県下全域で公共交通利用促進の取組を進める。
  - ・回数: 年2回程度
- 公共交通に親しむイベント開催
  - ・時期: 秋頃
  - ・場所: 県中部(予定)
  - ・内容: バス車両やUDタクシー展示、乗り方教室、乗車体験、記念グッズの配布等
- JR主要駅など交通結節点を利用した列車・バス通勤モニターによる社会実験の実施及び効果検証
  - ・交通結節点(例)伯耆大山駅
  - ・モニター対象者: 企業等通勤者20名程度
- ノーマイカー運動の再興及び運動期間にあわせた公共交通機関の利用料割引等への支援
- 公共交通の利用促進を目的としたPR広報
  - ・ノーマイカー運動等のPRポスター作成等

#### 3 事業の現状及び課題

##### [県庁ノーマイカー運動の実施]

- 平成20年より、所属毎に月一回以上「職場ノーマイカーデー」または「ノーマイカー運動強化週間」を指定。ノーマイカー運動実施に伴うCO2削減量等をデータベースにより職員が自己申告。
- 職員が参加できる環境を整備
  - ・ノーマイカー運動通勤手当、ノーマイカー運動時の時差出勤制度の適用
  - ・パークアンドライド駐車場情報の提供(市町村と連携して無料利用が可能な駐車場情報を提供)

##### [平成27年度の県庁ノーマイカー運動の実施状況]

- 延べ参加人数1,048人
- CO2削減量4,370.1キログラム⇒杉の木312本、森林面積3,496平方メートルが1年間に吸収する二酸化炭素量



## 平成29年度 鳥取県環境白書

### 2 NPOや地域・企業などと連携・協働した環境実践の展開 2-3 社会システムの転換

## 03 EV・PHVタウンの推進

### 施策

#### 1 事業の目的

次世代型エコツーリズムの創造とライフスタイルの転換を取組方針とした「第2期鳥取県EV・PHVタウン構想(平成26年12月策定)」に基づき、公用車への率先導入、道の駅や観光施設などへの充電インフラ整備、ジャパンEVラリーの開催など、観光振興にもつながるEV・PHV・FCV普及を促進する。

※EV:電気自動車 PHV:プラグインハイブリッド車 FCV:燃料電池自動車

#### 2 事業の内容

##### (1) ジャパンEVラリーin大山

県内外への本県充電インフラ環境のPRと大山(周辺への)エコドライブ観光誘客を目的とし、ジャパンEVラリーを大山エリアに誘致し、開催する。

##### (2) 公用車への率先導入

次世代自動車の体験機会創出のための民間企業と連携したEVカーシェアリングの実施や災害対応可能なEV・PHV・FCV公用車の率先導入により普及啓発する。

##### (3) 充電インフラ整備事業

「鳥取県次世代自動車充電インフラ整備ビジョン」に基づき、交通の結節点である道の駅や観光施設への充電器の整備費用の一部を補助する。

##### (4) 次世代自動車普及促進会議

「第2期鳥取県EV・PHVタウン構想」の進捗管理と、EV・PHV・FCVの今後の普及促進への課題や普及促進策の検討を行う。

#### 3 事業の現状及び課題

##### 【平成28年度の取組等】

○鳥取砂丘次世代自動車フェスティバルを開催し、約2,300人の来場者を集め、うち約450人に次世代自動車の試乗機会を提供。

○フェスティバルと同時開催のEVラリーでは、50組(約130名)の参加者に、鳥取県の充実した充電インフラ環境を体感してもらった。

○平成29年1月末時点で県内の充電器は178基(急速充電器:76基、普通充電器:102基)が設置済。また、県内のEV・PHVの台数は803台(EV:482台、PHV:321台)にまで増加した。

### 連絡先

生活環境部 環境立県推進課 環境実践推進担当 電話:0857-26-7875

### 参考URL

経済産業省 EV・PHV情報プラットホーム

<http://www.meti.go.jp/policy/automobile/evphv/town/state/tottori.html>

鳥取県環境立県推進課のwebサイトより

<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=3268>

## 平成29年度 鳥取県環境白書

2 NPOや地域・企業などと連携・協働した環境実践の展開  
2-3 社会システムの転換

### 04 とっとりEVカーシェア推進事業

---

#### 施策

##### 1 事業の目的

鳥取発次世代社会モデル創造特区で目指す「e-モビリティ交通サービス(電気自動車等による交通サービス)」の実現に向け、新たな交通サービス創出の足掛かりとなるEV(電気自動車)カーシェアリングを推進する。

##### 2 事業の内容

鳥取県内でEVやPHV(直接外部電源から充電できるハイブリッド自動車)を用いて実施する有料カーシェアリング事業に対して補助金を交付する。

##### 3 事業の現状及び課題

鳥取発次世代社会モデル創造特区のモデル事業として、平成25年度からEVカーシェアリング(東部6か所8台、西部2か所2台)を開始し、効果を検証しながら事業を継続している。社会では様々なシェアリングビジネスが注目を集め、日本のカーシェアリング市場も大きく拡大しており、補助事業を実施する県内事業者も着実に会員を増やしてきている。

当該特区は平成28年度をもって事業計画期間が終了し区域指定解除となることから、今後はこれまでの成果を活かしながら各事業者が主体的に事業を実施予定。

#### 連絡先

商工労働部商工政策課 電話:0857-26-7565

#### 参考URL

鳥取県商工政策課のwebサイトより  
「とっとりEVカーシェア推進事業」

<http://www.pref.tottori.lg.jp/211899.htm>

## 平成29年度 鳥取県環境白書

2 NPOや地域・企業などと連携・協働した環境実践の展開  
2-3 社会システムの転換

### 05 超小型モビリティ導入実証事業

---

#### 施策

##### 1 事業の目的

鳥取発次世代社会モデル創造特区で目指す「e-モビリティ交通サービス(電気自動車等による交通サービス)」の実現に向け、新たな交通サービス創出の足掛かりとなる超小型モビリティを導入実証する。

##### 2 事業の内容

超小型モビリティを使ったサービスを提供する者・協議会に対して補助金を交付する。

##### 3 事業の現状及び課題

鳥取発次世代社会モデル創造特区のモデル事業として、平成26年度から超小型モビリティを県内3地域(米子市、鳥取市鹿野町、智頭町)に導入して実証を続けてきた。平成28年度は、智頭町が国の交付金を活用し新たに車両を2台増車したほか、鹿野町では走行エリアを拡大するなど、各協議会で利用者増加に向けた取組が進められ、地域観光の2次交通利用での需要の掘り起こしができつつあるところ。

当該特区は、平成28年度をもって事業計画期間が終了し区域指定解除となることから、今後はこれまでの成果を活かしながら、更なる利活用に向けて各協議会による運行を支援していく予定。

#### 連絡先

商工労働部商工政策課 電話:0857-26-7565

#### 参考URL

鳥取県商工政策課のwebサイトより  
「超小型モビリティ導入実証事業」

<http://www.pref.tottori.lg.jp/227807.htm>

## 平成29年度 鳥取県環境白書

### 2 NPOや地域・企業などと連携・協働した環境実践の展開 2-3 社会システムの転換

## 06 水素エネルギー推進事業

### 施策

#### 1 事業の目的

次世代自動車の一翼を担うFCV(燃料電池自動車)の普及促進と水素インフラ整備などを念頭に、将来到来する「水素社会」への道筋を示す「鳥取県水素エネルギー推進ビジョン」を平成28年2月に策定。そのシンボリックな取り組みとして、水素エネルギー実証と環境教育の拠点「鳥取すいそ学びうむ」が平成29年1月に完成。パリ協定の発効により、CO2排出量の大幅な削減が求められる中で、当県においても低炭素社会から脱炭素社会の実現に向けた取組を行う。太陽光・風力など再生可能エネルギーを一層推進していく上で、必要不可欠な水素を上手に使いこなし、「超スマート社会」の実現を目指す。

#### 2 事業の内容

(1)鳥取県水素エネルギー実証(環境教育)拠点整備プロジェクト  
平成28年度に整備した実証拠点「鳥取すいそ学びうむ」(平成29年4月オープン予定)の機能強化を図るため、純水素パイプライン整備などの新技術導入を図る。  
また、団体受入体制など学習機能整備を図る。

(2)鳥取県水素・再エネ推進会議  
「鳥取県水素エネルギー推進ビジョン」を実現するため、再生可能エネルギーを拡大させる水素利活用の方策検討やビジョン進捗管理、ロードマップの改定などを行うことを目的とした有識者会議を開催する。

(3)水素燃料電池セミナー  
成長市場である水素関連技術や様々な事業領域での水素利活用について、人材育成を目的として講演会を開催する。

#### 3 事業の現状及び課題

(1)「水素エネルギー実証(環境教育)拠点整備プロジェクト」  
鳥取ガス(株)、積水ハウス(株)、本田技研工業(株)と四者協定を締結(平成28年1月)。再生可能エネルギーを活用した水素ステーション、住宅及び燃料電池自動車(FCV)を以下のとおり一体的に整備した。(これらの一体的な整備は全国初の取組)  
【拠点の概要(愛称:「鳥取すいそ学びうむ」)】  
水素エネルギーによる、環境に優しく、快適でスマートな暮らしを支える仕組を、子どもから大人まで幅広く体験学習できる施設として整備した。  
■「スマート水素ステーション」と太陽光パネルを設置  
■太陽光で発電した電力を使って水素を作り、FCVに供給  
■敷地内の積水ハウス展示場をスマートハウス化して、燃料電池やFCVから住宅へ電力供給  
■水素エネルギー活用の理解促進のための環境教育拠点を設置

(2)「鳥取県水素エネルギー推進ビジョン」の策定(平成28年2月)

【取組方針】

FCV導入加速に向けた環境整備と家庭・事業所の省エネ・再エネ化の推進

【目標年】

2030年(平成42年)

【数値目標】

- 水素ステーション整備基数 10基(うち再生可能エネルギー由来5基)
- FCV普及台数 4,400台(うちバス10台)
- 家庭用エネファーム普及台数 10,000台

## 連絡先

生活環境部 環境立県推進課 環境実践推進担当 電話: 0857-26-7875

## 参考URL

鳥取県環境立県推進課のwebサイトより  
<http://www.pref.tottori.lg.jp/252439.htm>